

議案第3号

権利の放棄について（水道料金債権）

次のとおり、権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年3月1日提出

日南町長 中村 英明

- 1 放棄する権利 水道料金債権（督促手数料を含む。）
- 2 放棄する債権額等
 - (1) 件数 91件
 - (2) 債権額 324,000円
- 3 放棄の理由 所在不明であり、債権の時効後長年経過したため、債権回収が著しく困難であるため。
- 4 放棄の時期 議決の日

議案第3号資料

No	債権者	未収額	措置	経過
1	A	水道料26,210円＋督促料720円	債権放棄（議会議決）	所在が不明であり、債権の時効後、長年経過したため回収は困難であると判断。
2	B	水道料259,020円＋督促料4,640円	債権放棄（議会議決）	所在が不明であり、債権の時効後、長年経過したため回収は困難であると判断。
3	C	水道料11,060円＋督促料400円	債権放棄（議会議決）	所在が不明であり、債権の時効後、長年経過したため回収は困難であると判断。
4	D	水道料9,550円＋督促料400円	債権放棄（議会議決）	所在が不明であり、債権の時効後、長年経過したため回収は困難であると判断。
5	E	水道料11,520円＋督促料480円	債権放棄（議会議決）	所在が不明であり、債権の時効後、長年経過したため回収は困難であると判断。

債権放棄 水道料金317,360円＋督促料6,640円
5人 91件

議案第4号

権利の放棄について（町営住宅使用料債権）

次のとおり、権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年3月1日提出

日南町長 中村 英明

- 1 放棄する権利 町営住宅使用料債権（督促手数料を含む。）
- 2 放棄する債権額等
 - (1) 件数 10件
 - (2) 債権額 35,405円
- 3 放棄の理由 所在不明であり、債権の時効後長年経過したため、債権回収が著しく困難であるため。
- 4 放棄の時期 議決の日

議案第4号資料

No	債権者	未収額	措置	経過
1	A	町営住宅使用料34,605円＋督促料800円	債権放棄（議会議決）	所在が不明であり、債権の時効後、長年経過したため回収は困難であると判断。

債権放棄 町営住宅使用料34,605円＋督促料800円
1人 10件

議案第5号

権利の放棄について（介護サービス利用料債権）

次のとおり、権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年3月1日提出

日南町長 中村 英明

- 1 放棄する権利 介護サービス利用料債権
- 2 放棄する債権額等
 - (1) 件数 97件
 - (2) 債権額 565,299円
- 3 放棄の理由 本人死亡後長年経過しており、債権回収が著しく困難であるため。
- 4 放棄の時期 議決の日

【16介護サービス事業特別会計】介護サービス費利用者負担額未納一覧

利用者	利用月	自己負担額		使用料 (通所介護)	合計	件数
		訪問介護	通所介護			
A (死亡)	H13.12	8,468	4,809	1,500	14,777	3
	13年度計	8,468	4,809	1,500	14,777	3
	H14.01	9,442	4,809	1,500	15,751	3
	H14.02	8,319	3,831	1,200	13,350	3
	H14.03	13,241	6,711	2,100	22,052	3
	H14.11	12,701	8,721	2,700	24,122	3
	H14.12	13,823	8,278	2,400	24,501	3
	H15.01	12,218	7,716	2,400	22,334	3
	H15.02	12,218	7,743	2,400	22,361	3
	14年度計	81,962	47,809	14,700	144,471	21
	H15.03	13,503	8,667	2,700	24,870	3
	H15.04	14,312	8,649	2,700	25,661	3
	H15.05	8,181	3,865	1,200	13,246	3
	H15.06	13,249	7,676	2,400	23,325	3
	H15.07	11,825	6,730	2,100	20,655	3
	H15.08	3,113	1,892	600	5,605	3
	H15.09	14,577	7,246	2,400	24,223	3
	H15.10	14,939	7,676	2,400	25,015	3
	H15.11	14,407	8,595	2,700	25,702	3
	H15.12	14,843	8,622	2,700	26,165	3
	15年度計	122,949	69,618	21,900	214,467	30
	H16.04	13,610	7,784	2,400	23,794	3
	H16.05	13,876	8,757	2,700	25,333	3
	H16.06	10,232	6,596	2,100	18,928	3
	H16.07	8,181	4,650	1,500	14,331	3
	H16.08	3,644	1,946	600	6,190	3
	H16.09	9,339	5,838	1,800	16,977	3
	H16.10	7,119	4,865	1,500	13,484	3
	H16.12	2,582	1,946	600	5,128	3
	H17.01	8,808	4,865	1,500	15,173	3
	H17.02	2,677	1,946	600	5,223	3
	16年度計	80,068	49,193	15,300	144,561	30
	H17.03	1,158	973	300	2,431	3
17年度計	1,158	973	300	2,431	3	
合計	294,605	172,402	53,700	520,707	87	
B (死亡)	H15.07	4,030			4,030	1
	H15.08	4,030			4,030	1
	H15.09	8,325			8,325	1
	H15.10	1,343			1,343	1
	H15.11	1,343			1,343	1
	15年度計	19,071	-	-	19,071	5
	H16.05	2,686			2,686	1
	H16.06	5,373			5,373	1
	H16.07	5,373			5,373	1
	H16.08	5,373			5,373	1
	H16.09	6,716			6,716	1
16年度計	25,521	-	-	25,521	5	
合計	44,592	-	-	44,592	10	

利用年度	自己負担額		使用料 (通所介護)	合 計	件 数
	訪問介護	通所介護			
13年度 計	8,468	4,809	1,500	14,777	3
14年度 計	81,962	47,809	14,700	144,471	21
15年度 計	142,020	69,618	21,900	233,538	35
16年度 計	105,589	49,193	15,300	170,082	35
17年度 計	1,158	973	300	2,431	3
總 合 計	339,197	172,402	53,700	565,299	97

議案第6号

鳥取県西部町村就学支援協議会規約を変更する協議について

次のとおり、鳥取県西部町村就学支援協議会規約の一部を変更する協議をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年3月1日提出

日南町長 中村 英明

鳥取県西部町村就学支援協議会規約の一部を改正する規約

鳥取県西部町村就学支援協議会規約（昭和52年10月1日施行）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第2章 協議会の組織 (組織) 第5条 協議会は、会長及び委員 <u>6人</u> をもってこれを組織する。 (会長) 第6条 会長は、関係町村の長が協議して定めた <u>関係町村教育委員会の教育長</u> をもって、これに充てる。 2～5 (略) (委員) 第7条 委員は、 <u>会長を除く</u> 関係町村教育委員会の教育長をもって、これに充てる。 2・3 (略) (会長の職務代理) 第8条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ <u>指名した</u> 委員が会長の職務を代理する。 第6章 協議会の財務 (予算) 第18条 協議会の会長は、毎会計年度歳入歳出予算を <u>調製し</u> 、年度開始前に協議会の会議を	第2章 協議会の組織 (組織) 第5条 協議会は、会長及び委員 <u>7人</u> をもってこれを組織する。 (会長) 第6条 会長は、関係町村の長が協議して定めた <u>町村長</u> をもって、これに充てる。 2～5 (略) (委員) 第7条 委員は、 <u> </u> 関係町村教育委員会の教育長をもって、これに充てる。 2・3 (略) (会長の職務代理) 第8条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ <u>指定した</u> 委員が会長の職務を代理する。 第6章 協議会の財務 (予算) 第18条 協議会の会長は、毎会計年度歳入歳出予算を <u>調整し</u> 、年度開始前に協議会の会議を

<p>経なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(決算)</p> <p>第21条 会長は、毎会計年度終了後4ヶ月以内に協議会の決算を<u>調製</u>し、協議会の会議の認定を経なければならない。</p> <p>(その他の財務に関する事項)</p> <p>第22条 この規約に特別の定があるものを除くほか、協議会の財務に関しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。</p>	<p>経なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(決算)</p> <p>第21条 会長は、毎会計年度終了後4ヶ月以内に協議会の決算を<u>調整</u>し、協議会の会議の認定を経なければならない。</p> <p>(その他の財務に関する事項)</p> <p>第22条 この規約に特別の定があるものを除くほか、協議会の財務に関しては、地方自治法_____に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規約は、平成31年6月1日から施行する。



町長

副町長

総務課長

主管課長

室

主

合

西就第1号
平成31年1月25日



各町村長 殿

鳥取県西部町村就学支援協議会
会長 白石 祐 治



本協議会規約の一部改正について（協議）

このことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により関係地方公共団体の協議を要することとなりました。

つきましては、規約の一部改正に関する議案等をお送りしますので、協議に基づく回答をいただきますようお願いいたします。

記

1 事務処理の内容

- (1) 議会の議決 規約の一部改正の議案
- (2) 協議の回答 正副2部送付下さい。
- 添付書類 議決書の写し（議長の奥書証明付）2部
議事録の送付は不要です。

2 送付資料

- (1) 規約改正理由書
- (2) 議案
- (3) 改正付議案



- (4) 規約新旧対照
- (5) 規約の一部改正について（回答）
- (6) 告示案
- (7) 参考、改正後の規約、規程

3 回答の送付期限

知事への届けのため、4月25日までに送付ください。

4 その他

送付資料は、1月25日法制担当者様へメール送信いたします。

鳥取県西部町村就学支援協議会規約の一部を改正する規約

鳥取県西部町村就学支援協議会規約（昭和52年10月1日施行）の一部を次のように改正する。

第5条中 「委員7人」を「委員6人」に改める。

第6条中 「町村長」を「関係町村教育委員会の教育長」に改める。

第7条中 「関係町村教育委員会教育長」を「会長を除く関係町村教育委員会の教育長」に改める。

第8条中 「指定した」を「指名した」に改める。

第18条中 「調整し」を「調製し」に改める。

第21条中 「調整し」を「調製し」に改める。

第22条中 「地方自治法」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）」に改める。

附 則

この規約は、平成31年6月1日から施行する。

鳥取県西部町村就学支援協議会の会長選任方法変更に係る
規約改正理由書

障がいのある幼児児童生徒の障がいの種類及び程度の審査並びにその障がいの状況に応じた就学支援の審査に関する事務を行うにあたり、協議会の代表である会長を、町村長からより教育に責任を持つ教育長に変更するものである。

なお、施行日を平成31年6月1日からとするのは、現在の委員の任期に合わせるためである。

議案第6号資料

○鳥取県西部町村就学支援協議会規約

(平成13年4月1日 施行)

改正	平成16年10月1日	平成17年1月1日
	平成17年3月28日	平成17年3月31日
	平成28年4月1日規約第1号の1	

鳥取県西部町村就学指導推進協議会規約(昭和52年10月1日施行)の全部を改正する。

第1章 総則

(設置)

第1条 鳥取県西部町村就学支援協議会(以下「協議会」という。)は、障がいのある児童及び生徒(以下「障がい児」という。)の適正な就学指導を促進するため、障がい児の障がいの種類及び程度の審査並びにその障がいの状況に応じた教育措置の判定に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的として設置する。

(協議会を設ける町村)

第2条 協議会は、次に掲げる町村(以下「関係町村」という。)が、これを設ける。

日南町、日野町、江府町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町

(協議会の担任する事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。

- (1) 関係町村の障がい児に係る就学指導の審査に関する事務
- (2) 前号に定めるもののほか第1条の目的を達成するために必要な事務

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、鳥取県米子市糺町1丁目160番地 鳥取県西部町村会(以下「町村会」という。)事務局に置く。

第2章 協議会の組織

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員7人をもってこれを組織する。

(会長)

第6条 会長は、関係町村の長が協議して定めた町村長をもって、これに充てる。

2 会長の任期は、2年とする。ただし、補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 会長は、再任されることができる。

4 会長は、非常勤とする。

5 関係町村の長は、会長が心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は会長に職務上の義務違反その他会長たるに適しない非行があると認めるときは、その協議により、任期中においてもこれを解任することができる。

(委員)

第7条 委員は、関係町村教育委員会の教育長をもって、これに充てる。

2 委員は、非常勤とする。

3 前条第5項の規定は、委員にこれを準用する。この場合においては、あらかじめ、会長の同意を得なければならない。

(会長の職務代理)

第8条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定し

た委員が会長の職務を代理する。

(監事)

第9条 協議会に監事2人を置く。

2 監事は、関係町村の長の互選により定める。

3 監事の任期は、2年とする。ただし、補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(職員)

第10条 協議会の担任する事務に従事する職員(以下「職員」という。)については、会長が、関係町村の職員のうちから任命する。

(職員の職務)

第11条 会長は、職員のうちから事務局長その他の職員を定めるものとする。

2 事務局長は、会長の命を受け協議会の事務を掌理する。

3 事務局長以外の職員は、上司の指揮監督を受け、その職務上の命令に従い職務に従事する。

第3章 協議会の会議

(協議会の会議)

第12条 協議会の会議は、協議会の事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第13条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 委員の半数以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議開催の日時及び場所は、会議に付議すべき事件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し、必要な事項は、協議会の会議で定める。

第4章 委員会

(委員会の設置)

第15条 協議会は、関係町村教育委員会の求めに応じ、障がい児の障がいの種類及び程度の審査並びにその障がいの状況に応じた教育措置について調査審議する機関として、鳥取県西部町村就学指導委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の組織及び委員その他委員会に関し、必要な事項は規程で定める。

第5章 協議会の担任する事務の管理及び執行

第16条 協議会が担任する事務を各関係町村の名において管理し、及び執行する場合には、協議会は、当該事務を各関係町村の当該事務に関する条例、規則その他の規程の定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

2 前項の条例、規則その他の規程を改廃しようとする場合及び改廃した場合には、当該町村の長は、その旨を協議会の会長に通知しなければならない。

第6章 協議会の財務

(経費の支弁の方法)

第17条 協議会の経費は、関係町村に対する分担金、負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の規定により関係町村が負担すべき額は、協議会の会議で定める。

(予算)

第18条 協議会の会長は、毎会計年度歳入歳出予算を調整し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。

2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(出納及び現金の保管)

第19条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が協議会の会議を経て定める銀行その他の金融機関にこれを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第20条 会長は、職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務を掌る。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

4 前項に定める事務は、協議会の会議で定める。

(決算)

第21条 会長は、毎会計年度終了後4ヶ月以内に協議会の決算を調整し、協議会の会議の認定を経なければならない。

(その他の財務に関する事項)

第22条 この規約に特別の定があるものを除くほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

第7章 補則

(費用弁償等)

第23条 会長、協議会の委員、監事及び職員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

2 前項の会長、協議会の委員、監事及び職員の費用弁償等の額及び支給方法は、町村会の費用弁償の支給の例による。

(協議会解散の場合の措置)

第24条 協議会が解散した場合においては、関係町村がその協議によりその事務を承継する。この場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打切り、会長であった者がこれを決算する。

2 前項の規定による決算は、事務を承継した関係町村においてこれを監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付さなければならない。

(協議会の規程)

第25条 協議会は、その会議を経てこの規約に定めるものを除くほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

1 この規約は、平成13年4月1日から施行する。

- 2 この規約の施行の際現に協議会の会長及び監事である者の任期は、第6条第2項及び第9条第3項の規定にかかわらず、平成13年5月31日までとする。

附 則(平成16年10月1日)

この規約は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成17年1月1日)

この規約は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年3月28日)

この規約は、平成17年3月28日から施行する。

附 則(平成17年3月31日)

この規約は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成28年4月1日規約第1号の1)

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

議案第7号

日南町過疎地域自立促進計画の一部変更について

次のとおり、日南町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第6条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年3月1日提出

日南町長 中村 英明

計画の中で平成28年度から平成32年度までの期間に過疎債の財政支援を受けて実施する事業名と事業内容の一部を変更する。

別紙、新旧対照表のとおり。

過疎地域自立促進市町村計画（変更）

都道府県名 鳥 取 県
市町村名 日 南 町

区 分	変 更 前	変 更 後	備考																																																
1. 産業の振興	<p>P. 14の表中</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="472 387 667 451">事業名</th> <th data-bbox="667 387 1003 451">事業内容</th> <th data-bbox="1003 387 1133 451">事業主体</th> <th data-bbox="1133 387 1198 451">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="472 451 667 632">(9) 過疎地域自立促進特別事業</td> <td data-bbox="667 451 1003 632">簡易水道原水等のペットボトル化（地域の産業資源を活かした商品開発により産業の振興を図る）</td> <td data-bbox="1003 451 1133 632">町</td> <td data-bbox="1133 451 1198 632"></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="667 632 1003 812">産業遺産の活用に向けた学術調査事業（産業遺産による観光振興に向けて学術的価値・保存の方法等を調査する）</td> <td data-bbox="1003 632 1133 812">町</td> <td data-bbox="1133 632 1198 812"></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="667 812 1003 992">町産米検査料助成事業（町内産の新米検査に対して助成することで、生産意欲の向上を図る）</td> <td data-bbox="1003 812 1133 992">町</td> <td data-bbox="1133 812 1198 992"></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="667 992 1003 1173">雌牛導入奨励事業（和牛畜産農家が繁殖雌牛を導入する際、その導入金額の一部を助成することにより、畜産農家の意欲・所得の向上及び畜産の振興を図る）</td> <td data-bbox="1003 992 1133 1173">町</td> <td data-bbox="1133 992 1198 1173"></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="667 1173 1003 1348">ワークライフバランス推進事業（仕事と生活の調和を目指した取組みを支援し、人手不足の解消を図る）</td> <td data-bbox="1003 1173 1133 1348">町</td> <td data-bbox="1133 1173 1198 1348"></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	事業主体	備考	(9) 過疎地域自立促進特別事業	簡易水道原水等のペットボトル化（地域の産業資源を活かした商品開発により産業の振興を図る）	町			産業遺産の活用に向けた学術調査事業（産業遺産による観光振興に向けて学術的価値・保存の方法等を調査する）	町			町産米検査料助成事業（町内産の新米検査に対して助成することで、生産意欲の向上を図る）	町			雌牛導入奨励事業（和牛畜産農家が繁殖雌牛を導入する際、その導入金額の一部を助成することにより、畜産農家の意欲・所得の向上及び畜産の振興を図る）	町			ワークライフバランス推進事業（仕事と生活の調和を目指した取組みを支援し、人手不足の解消を図る）	町		<p>P. 14の表中</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1276 387 1471 451">事業名</th> <th data-bbox="1471 387 1807 451">事業内容</th> <th data-bbox="1807 387 1937 451">事業主体</th> <th data-bbox="1937 387 2002 451">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1276 451 1471 632">(9) 過疎地域自立促進特別事業</td> <td data-bbox="1471 451 1807 632">簡易水道原水等のペットボトル化（地域の産業資源を活かした商品開発により産業の振興を図る）</td> <td data-bbox="1807 451 1937 632">町</td> <td data-bbox="1937 451 2002 632"></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1471 632 1807 812">産業遺産の活用に向けた学術調査事業（産業遺産による観光振興に向けて学術的価値・保存の方法等を調査する）</td> <td data-bbox="1807 632 1937 812">町</td> <td data-bbox="1937 632 2002 812"></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1471 812 1807 992">町産米検査料助成事業（町内産の新米検査に対して助成することで、生産意欲の向上を図る）</td> <td data-bbox="1807 812 1937 992">町</td> <td data-bbox="1937 812 2002 992"></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1471 992 1807 1173">雌牛導入奨励事業（和牛畜産農家が繁殖雌牛を導入する際、その導入金額の一部を助成することにより、畜産農家の意欲・所得の向上及び畜産の振興を図る）</td> <td data-bbox="1807 992 1937 1173">町</td> <td data-bbox="1937 992 2002 1173"></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1471 1173 1807 1348">ワークライフバランス推進事業（仕事と生活の調和を目指した取組みを支援し、人手不足の解消を図る）</td> <td data-bbox="1807 1173 1937 1348">町</td> <td data-bbox="1937 1173 2002 1348"></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	事業主体	備考	(9) 過疎地域自立促進特別事業	簡易水道原水等のペットボトル化（地域の産業資源を活かした商品開発により産業の振興を図る）	町			産業遺産の活用に向けた学術調査事業（産業遺産による観光振興に向けて学術的価値・保存の方法等を調査する）	町			町産米検査料助成事業（町内産の新米検査に対して助成することで、生産意欲の向上を図る）	町			雌牛導入奨励事業（和牛畜産農家が繁殖雌牛を導入する際、その導入金額の一部を助成することにより、畜産農家の意欲・所得の向上及び畜産の振興を図る）	町			ワークライフバランス推進事業（仕事と生活の調和を目指した取組みを支援し、人手不足の解消を図る）	町		
事業名	事業内容	事業主体	備考																																																
(9) 過疎地域自立促進特別事業	簡易水道原水等のペットボトル化（地域の産業資源を活かした商品開発により産業の振興を図る）	町																																																	
	産業遺産の活用に向けた学術調査事業（産業遺産による観光振興に向けて学術的価値・保存の方法等を調査する）	町																																																	
	町産米検査料助成事業（町内産の新米検査に対して助成することで、生産意欲の向上を図る）	町																																																	
	雌牛導入奨励事業（和牛畜産農家が繁殖雌牛を導入する際、その導入金額の一部を助成することにより、畜産農家の意欲・所得の向上及び畜産の振興を図る）	町																																																	
	ワークライフバランス推進事業（仕事と生活の調和を目指した取組みを支援し、人手不足の解消を図る）	町																																																	
事業名	事業内容	事業主体	備考																																																
(9) 過疎地域自立促進特別事業	簡易水道原水等のペットボトル化（地域の産業資源を活かした商品開発により産業の振興を図る）	町																																																	
	産業遺産の活用に向けた学術調査事業（産業遺産による観光振興に向けて学術的価値・保存の方法等を調査する）	町																																																	
	町産米検査料助成事業（町内産の新米検査に対して助成することで、生産意欲の向上を図る）	町																																																	
	雌牛導入奨励事業（和牛畜産農家が繁殖雌牛を導入する際、その導入金額の一部を助成することにより、畜産農家の意欲・所得の向上及び畜産の振興を図る）	町																																																	
	ワークライフバランス推進事業（仕事と生活の調和を目指した取組みを支援し、人手不足の解消を図る）	町																																																	

観光ウェブサイト制作委託事業 （観光を産業振興として取り組む中で、戦略的な情報発信が不可欠であるため、『観光情報発信ウェブサイト』を新たに立ち上げる。）	町	
古民家活用体験事業 （町内に複数残る古民家を拠点として、本町の最大の観光資源である「自然」「農」を活用した体験型観光メニューの開発等を行う。）	町	
農業者支援補助事業 （農機具等の導入費に対し一部助成を行うことで、農業者の生産意欲拡大を図る）	町	
小規模事業者経営改善資金利子補給事業 （日本政策金融公庫が取り扱う融資制度のうち、『小規模事業者経営改善資金（マル経融資）』にかかる資金利子の一部を助成する。）	町	

観光ウェブサイト制作委託事業 （観光を産業振興として取り組む中で、戦略的な情報発信が不可欠であるため、『観光情報発信ウェブサイト』を新たに立ち上げる。）	町	
古民家活用体験事業 （町内に複数残る古民家を拠点として、本町の最大の観光資源である「自然」「農」を活用した体験型観光メニューの開発等を行う。）	町	
農業者支援補助事業 （農機具等の導入費に対し一部助成を行うことで、農業者の生産意欲拡大を図る）	町	
小規模事業者経営改善資金利子補給事業 （日本政策金融公庫が取り扱う融資制度のうち、『小規模事業者経営改善資金（マル経融資）』にかかる資金利子の一部を助成する。）	町	
<u>にちなん食のバザール事業補助金</u> <u>（日南町で生産される農産物や農産加工品等の販売機会の拡大、地産地消の推進及び食を中心とした誘客による交流人口増加を図る事業の実施に要する経費を交付する）</u>	町	

3. 生活環境の整備

P. 22の表中

事業名	事業内容	事業主体	備考
(1) 水道施設簡易水道	簡易水道統合整備事業	町	
(2) 下水道処理施設農村集落排水施設	農業集落排水処理施設整備事業	町	
	浄化槽市町村整備推進事業	町	

P. 22の表中

事業名	事業内容	事業主体	備考
(1) 水道施設簡易水道	簡易水道統合整備事業	町	
	家庭用水施設整備推進事業	町	
(2) 下水道処理施設農村集落排水施設	農業集落排水処理施設整備事業	町	
	浄化槽市町村整備推進事業	町	

P. 23の表中

事業名	事業内容	事業主体	備考
(7) 過疎地域自立促進特別事業	賃貸住宅建設促進事業 (不足する住宅確保を行い、集落の維持を図るため、賃貸住宅を整備する者が建設資金の借入れを行う際の利子助成を行うことで建設を促す)	町	
	集会所等の整備助成 (地域の防災拠点となる集会所・消防施設等の整備・改修を支援することにより、地域の防災力の向上を図る)	町	
	住宅改修助成 (住宅改修費の一部に助成し住宅環境を改善することで、空き家・廃屋を未然に防ぐと共に、空き家の撤去を行い安心安全な景観をつくる)	町	

P. 23の表中

事業名	事業内容	事業主体	備考
(7) 過疎地域自立促進特別事業	賃貸住宅建設促進事業 (不足する住宅確保を行い、集落の維持を図るため、賃貸住宅を整備する者が建設資金の借入れを行う際の利子助成を行うことで建設を促す)	町	
	集会所等の整備助成 (地域の防災拠点となる集会所・消防施設等の整備・改修を支援することにより、地域の防災力の向上を図る)	町	
	住宅改修助成 (住宅改修費の一部に助成し住宅環境を改善することで、空き家・廃屋を未然に防ぐと共に、空き家の撤去を行い安心安全な景観をつくる)	町	

簡易水道施設管理システム導入事業 (公営企業会計システムを導入し、経済性の発揮と公共の福祉の増進を図る)	町	
簡易水道施設監視システム導入事業 (現在人海戦術で行っている施設の監視をICT化し、省力化を図る)	町	
公営企業会計法適用化事業 (公営企業会計の導入に向け、現在有する資産等を正確に把握する)	町	
農業集落排水処理施設管理システム導入事業 (公営企業会計システムを導入し、経済性の発揮と公共の福祉の増進を図る)	町	
農業集落排水処理施設監視システム導入事業 (現在人海戦術で行っている施設の監視をICT化し、省力化を図る)	町	
公営企業会計法適用化事業 (公営企業会計の導入に向け、現在有する資産等を正確に把握する)	町	
定住促進住宅建設助成事業 (人口減少が続く本町において、転入者等の定住促進対策として、生山駅に近く、利便性の高い町有地を安価で賃借し、新築する住宅に対して補助金を交付する。)	町	

簡易水道施設管理システム導入事業 (公営企業会計システムを導入し、経済性の発揮と公共の福祉の増進を図る)	町	
簡易水道施設監視システム導入事業 (現在人海戦術で行っている施設の監視をICT化し、省力化を図る)	町	
公営企業会計法適用化事業 (公営企業会計の導入に向け、現在有する資産等を正確に把握する)	町	
農業集落排水処理施設管理システム導入事業 (公営企業会計システムを導入し、経済性の発揮と公共の福祉の増進を図る)	町	
農業集落排水処理施設監視システム導入事業 (現在人海戦術で行っている施設の監視をICT化し、省力化を図る)	町	
公営企業会計法適用化事業 (公営企業会計の導入に向け、現在有する資産等を正確に把握する)	町	
定住促進住宅建設助成事業 (人口減少が続く本町において、転入者等の定住促進対策として、生山駅に近く、利便性の高い町有地を安価で賃借し、新築する住宅に対して補助金を交付する。)	町	

(8)その他	河川掘削維持工事	町	
--------	----------	---	--

4. 高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

P. 27の表中

事業名	事業内容	事業主体	備考
(3) 児童福祉施設 保育所	保育施設の改修・更新	町	
(8) 過疎地域自立 促進特別事業	ワークライフバランス支援 (子どもの見守りを行うことで、仕事と家庭のバランスを保ち、子育てしやすい環境を目指す)	町	
	介護福祉人材育成奨学金制度 (介護人材の育成・確保を目的に、介護系資格の取得を目指す学生に対し、奨学金を貸与する。卒業後、一定の条件を満たした場合、返還を免除する)	町	
	家庭看護力の向上(診療に携わる小児科医師より、子どもの急変時等の対処法を直接聴き、保護者及び家族の家庭看護力を向上させ、不安軽減を図るとともに適切な医療受診行動を取れるように支援する)	町	
	在宅育児世帯支援事業 (親子の愛着形成と子育て環境の充実を図り、子どもの人口増加及び豊かで活力ある町づくりに資することを目的として、1歳から3歳までの児童を家庭で保育する世帯に経済的支援を行う。)	町	

P. 27の表中

事業名	事業内容	事業主体	備考
(3) 児童福祉施設 保育所	保育施設の改修・更新	町	
	保育園プレジャーキッズ整備	町	
(8) 過疎地域自立 促進特別事業	ワークライフバランス支援 (子どもの見守りを行うことで、仕事と家庭のバランスを保ち、子育てしやすい環境を目指す)	町	
	介護福祉人材育成奨学金制度 (介護人材の育成・確保を目的に、介護系資格の取得を目指す学生に対し、奨学金を貸与する。卒業後、一定の条件を満たした場合、返還を免除する)	町	
	家庭看護力の向上(診療に携わる小児科医師より、子どもの急変時等の対処法を直接聴き、保護者及び家族の家庭看護力を向上させ、不安軽減を図るとともに適切な医療受診行動を取れるように支援する)	町	
	在宅育児世帯支援事業 (親子の愛着形成と子育て環境の充実を図り、子どもの人口増加及び豊かで活力ある町	町	

づくりに資することを目的として、1歳から3歳までの児童を家庭で保育する世帯に経済的支援を行う。)

町

中山間地域介護サービス確保対策事業
(介護サービス事業者に対し助成を行うことで、経営の安定を図り、介護サービスの供給を確保する。)

町

6. 教育の振興

P. 31の表中

事業名	事業内容	事業主体	備考
(3)集会施設、体育施設 集会施設	地域振興・活性化センター・まなび宿等整備・改修	町	
体育施設	社会体育館整備	町	
	テニスコート整備	町	
	総合グラウンド夜間照明改修	町	

P. 31の表中

事業名	事業内容	事業主体	備考
(3)集会施設、体育施設 集会施設	地域振興・活性化センター・まなび宿等整備・改修	町	
体育施設	社会体育館整備	町	
	テニスコート整備	町	
	総合グラウンド夜間照明改修	町	
<u>図書館</u>	<u>図書館システム改修</u>	<u>町</u>	

議案第8号

公の施設に係る指定管理者の指定について(日南町総合文化センター)

次のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年3月1日提出

日南町長 中村 英明

公の施設に係る指定管理者の指定

1. 指定管理者の名称及び住所

株式会社アシスト日南 代表取締役 西村 恵輝
鳥取県日野郡日南町霞785番地

2. 管理に係る施設の名称及び所在地

日南町総合文化センター
鳥取県日野郡日南町霞785番地

3. 管理に係る期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4. 管理業務の範囲

- (1) 文化センターの運営及び維持管理に関すること。
ただし、日南町図書館及び日南町美術館の運営を除く。
- (2) 文化センター条例第1条の設置目的を達成するための事業の実施に関すること。
- (3) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) 文化センター条例第2条の文化活動の普及振興に係る自主事業及び文化振興事業の実施に関すること。
- (5) 喫茶室の営業、管理運営に関すること。
- (6) 日南町指定避難所開設時における開館、施設管理に関すること。
- (7) 前各号のほか、町長が必要と認める業務

5. 利用料に関する事項

日南町総合文化センターの設置及び管理に関する条例（平成8年条例第2号）第8条第1項の規定に基づき、使用料を日南町の歳入として収受させる。

様式第1号(第4条関係)

指定管理者指定申請書

平成31年2月15日

日南町長 中村 英明 様

申請者

所在地 鳥取県日野郡日南町霞785

団体名 株式会社アシスト日南

代表者氏名 代表取締役 西村恵輝

連絡先(電話) (0859) 77-1111



日南町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 指定管理者の指定を受けようとする施設の名称

日南町総合文化センター（日南町図書館、日南町美術館を除く）

添付書類

- 1 日南町総合文化センターの管理に関する事業計画書（第4条第1号関係）
- 2 日南町総合文化センターの管理に係る収支予算書（第4条第2号関係）
- 3 経営状況を説明する書類
- 4 申請資格を有していることを証する書類

尚、3、4については応募登録申し込み時に提出済です

参考様式（第4条第1号関係）

日南町総合文化センターの管理に関する事業計画書				
申請年月日 平成31年2月8日				
団体名	株式会社アシスト日南			
代表者名	西村 恵輝	設立年月日	平成19年4月2日	
団体所在地	鳥取県日野郡日南町霞785			
電話番号	(0859) 77-1111	FAX番号	(0859) 77-1114	
E-mail	nishimura4@astmail.jp			
現在運営している類似施設名	所在地	主な業務内容	運営開始年月日	
日南町総合文化センター	鳥取県日野郡日南町霞785	施設管理事業の企画運営	開始	平成26年4月
			終了	平成31年3月
			開始	
			終了	
事業計画（別紙可）				
<p>以下 別紙のとおり</p>				

別紙

参考様式（第4条第1号関係）

日南町総合文化センターの管理に関する事業計画書

事業計画

【文化センター管理運営上の基本方針】

1. 総合的な基本方針

- ① 日南町の文化の拠点であり、総合的な生涯学習施設として、より一層の有効的活用を実現できよう適切な管理に努める。
- ② 町内の多様化する文化への志向に応えるため、文化振興に関する事業なども実施し、日南町の文化振興の向上に貢献する。
- ③ 町の伝統芸能の保存、伝承などを含め、地域に根ざした文化芸術活動を支援する。
- ④ 町内外の文化芸術活動の指導者や団体との連携を深め、文化芸術の交流を促進する。
- ⑤ 学校教育、社会教育関係者等との連絡調整を密にし、円滑な運営と有効的な活用を行う。

2. 自主事業、文化振興事業、貸館事業を行う上での方針

- ① 自主事業について内容などは各メディア、他の文化施設からの情報や町民等のより多くの意見、要望を参考にしてお客様のニーズに沿った事業計画を立案する。
- ② 文化振興事業については、地域のコミュニティや文化活動団体などと連携した取り組みを進め、また、地元の文化活動家を支援する事業、町民参加型の事業などを実施する。
- ③ 貸館事業については、利用者の公平・公正性を確保し、文化センターの効用を充分に発揮すべくサービスの向上に努める。
- ④ 利用者のニーズに沿うよう施設設備の充実を図る。
- ⑤ 「来る人には楽しみを、帰る人には喜びを」をモットーに事業全般の企画運営を行う。

3. 管理、運營業務を行っていく上での方針

- ① 機能、組織を明確にして、円滑な運営に務める。
- ② 職員個々が誇りを持ち、効率的、効果的な運営を継続して推進する。
- ③ 職員の技術・能力の向上を図るため研修会等に積極的に参加する。
- ④ 外部委託の維持管理業務を再点検し、適正かつ効率的な管理に努める。
- ⑤ 利用者との打ち合わせを充分に行い、トラブルや事故が発生しない管理運営に努める。

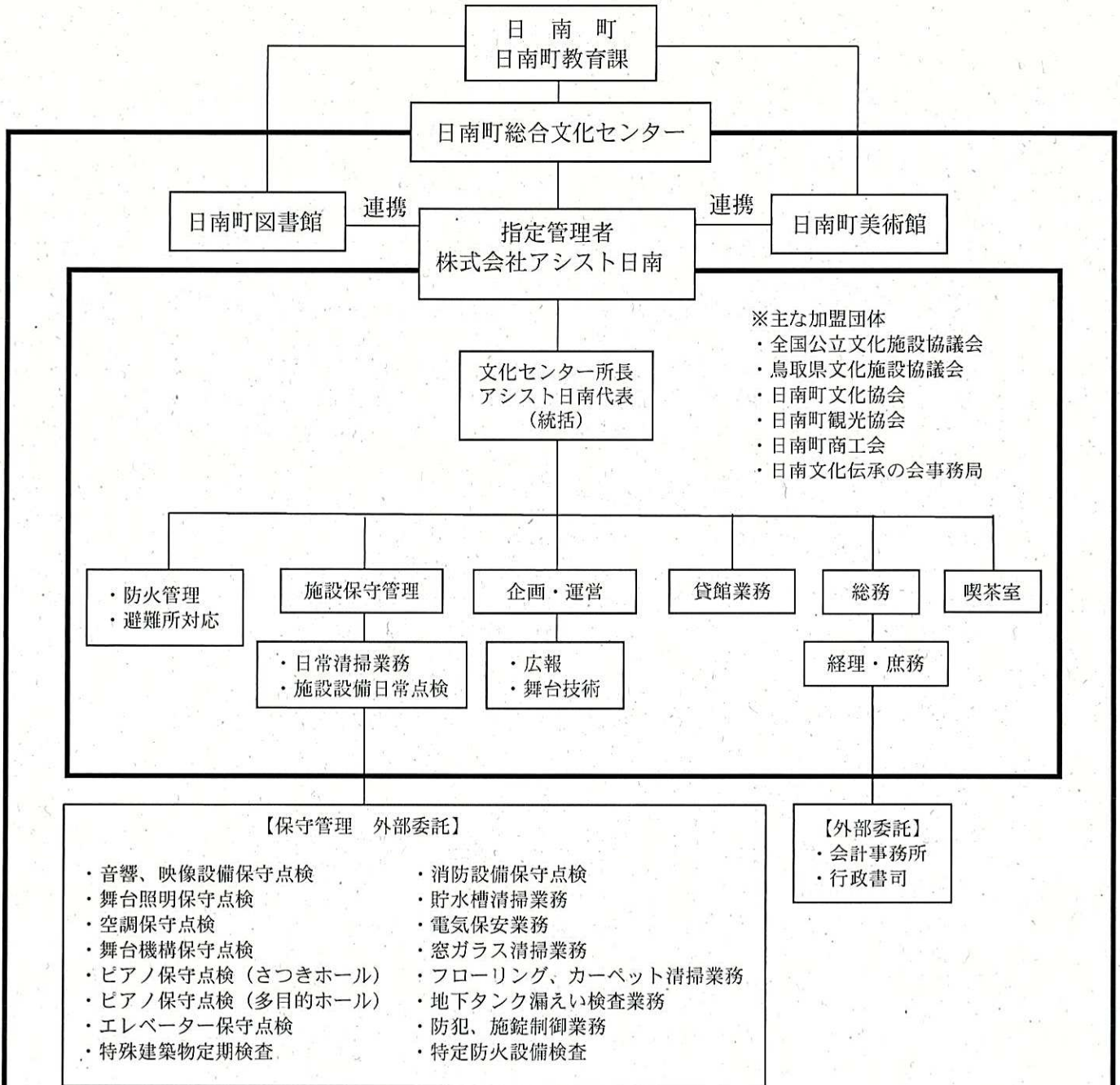
4. 収入確保、コスト削減、環境負荷低減などの経営方針

- ① 町内及び近隣市町村にはチラシなどで情報発信活動を活発におこない、同時にSNSなどで情報発信を効率的に行い、利用や集客の促進を図り収入増を目指す。
- ② 収入確保、コスト削減、環境負荷低減について、常に意識をし、情報収集や発想の転換を図り積極的に取り組む。
- ③ 必要経費をできるだけ削減しつつ、サービスの低下にはつながらないよう創意、工夫する。
- ④ 照明、空調等は適性かつ、きめ細かな運用をし、無駄なエネルギー消費をなくす。

【施設の管理運営体制及び組織】

1. 運営組織の構造

1) 組織図



※組織の特色

- ・図書館、美術館と連携し、文化センター全体の施設管理、運営に努める。
- ・職員が複数の職務をこなし、運営が滞らないよう最大限のサービスを提供する。
- ・外部委託業者も含め施設設備を最善の状態に保つための保守管理に勤める。
- ・会計事務所や行政書司と連携することで会社としての健全経営を目指す。
- ・文化団体や文化施設協議会などの団体に加盟し、情報収集や情報発信をしていく。

2) 職員の雇用形態、勤務体制

- ① 職員の勤務時間は1日8時間とする。
(始業時刻 午前8時15分、終業時間 午後5時15分、ただし利用状況、内容などにより1日の勤務時間が8時間以上となる場合がある。)
- ② 臨時職員は社内規定による勤務時間とする。
- ③ 職員の休日については、月曜日の休館日を含めて1週間に2日とし、それ以外の休館日も休とする。
- ④ 職員勤務予定表を作成し、文化センター管理運営上、必要な人員を確保する。
- ⑤ その他、文化センター管理運営上必要がある場合は、代表が勤務を命じることができる。

2. 人員の配置

1) 職種ごとの業務内容および経験、実績

職種	業務内容	必要な職能	責任者	実績・経験
総括	業務全般、他機関との連絡調整、喫茶室に関する事など	食品衛生管理者	西村恵輝	平成8年～
総務	予算、決算経理、消耗品管理など		青戸武	平成12年～
貸館業務	来客応対・館内清掃整理整頓など		片岡久美子	平成14年～
施設保守管理	施設、設備の維持管理		青戸武	平成12年～
企画・運営	自主事業企画運営・広報・文化活動普及支援		遠藤新吾	平成15年～
危機管理責任者	危機管理、避難所対応		西村恵輝	平成8年～
音響	ホール音響管理、操作	音響技術	西村祐太	平成16年～
照明	ホール舞台管理、操作	照明技術	柴田浩良	平成8年～
映像	ホール映像技術、操作	映像技術	西村徹	平成13年～
舞台	ホール舞台管理。操作	舞台技術	西村祐太	平成16年～
個人情報保護	個人情報取り扱い		西村恵輝	平成8年～
防火管理	防災、避難訓練に関する事	防火管理者	柴田浩良	平成8年～
危険物取扱	地下タンクの管理に関する事	危険物取扱者	柴田浩良	平成8年～

2) 人材育成計画、職員の研修について

- ① 日南町総合文化センターの適切な管理運営及びサービス向上を図るため、組織内で研修会を行う。
- ② 研修内容は、施設管理、危機管理、個人情報保護、接遇、舞台技術、イベント企画運営などとする。
- ③ 外部団体が行なう研修会などにも積極的に参加し、最新の知識、技術の習得に努め、職員の能力向上、更には利用者へのサービス向上に繋がる環境を作っていく。

3. 施設の維持管理

- ① 施設設備に経年劣化が進行している現状ではあるが、施設の機能を失うことのないよう維持管理に努める。
- ② 改修・修繕については優先順位を決め、町と協議の上、計画的に行う。
- ③ 突発的な故障・破損等については、利用に支障が無いように迅速に対応する。
- ④ 施設の保守管理など外部に委託する場合、委託業者の技術力、ノウハウ、経歴などの信頼性が最も重要だと考え、最良の保守管理ができるよう情報収集などを行い委託業者の選定をする。

【保守管理 外部委託】

- ・音響、映像設備保守点検
- ・舞台照明保守点検
- ・舞台機構保守点検
- ・空調保守点検
- ・ピアノ保守点検（さつきホール）
- ・ピアノ保守点検（多目的ホール）
- ・エレベーター保守点検
- ・特殊建築物定期検査
- ・消防設備保守点検
- ・貯水槽清掃業務
- ・電気保安業務
- ・窓ガラス清掃業務
- ・フローリング、カーペット清掃業務
- ・地下タンク漏えい検査業務
- ・防犯、施錠制御業務
- ・特定防火設備検査

【事業実施計画】

1. 文化センターの入場者数、稼働率について、指定期間中の目標値を設定するとともに、その考え方を示してください。また、目標を実現するために、どのような取り組みを行うのか示してください。

- ・文化センター全体の入場者数は過去3年間の平均で約43,000人（喫茶室来店者・エントランスホールを休憩などで利用された人は含まれない。）であった。
- ・下表は図書館・美術館を除いた過去3年間の各施設ごとの平均稼働率。

施設名	稼働率（備考）
さつきホール	48%（舞台のみ・ホワイエのみの使用も含む）
多目的ホール	54%
第1・2研修室	56%
第3研修室	34%
第4・5研修室	34%
ハイビジョンルーム	16%
野外イベント広場	3%

- ・稼働率では特にハイビジョンルーム、野外イベント広場の稼働率が低い。稼働率の低い施設の有効活用を考えていくことで、入場者数の増加を図る。
- ・日南町や近隣市町村の人口が激減している中で入館者数を増やしていく事は困難だと思われるが、入場者数、稼働率とも上記の数字を目標値として下回る事の無いように努力する。
- ・イベントだけにとどまらず、施設設備のPRも広域に行っていく。
- ・入場者全体の約半数は、図書館・美術館の入館者であるため、施設設備の保守管理、PR、共催事業などの連携を取りながら施設全体の利用促進に努める。

2. 年間の自主事業計画（別紙に記入のこと）

文化センター指定管理者業務仕様書中、「8. 文化事業の基準」に従って実施する文化事業について、自主事業及び文化振興事業と貸館事業に分けて、その事業概要を示してください。

31年度については、自主事業及び文化振興事業のほか町制60周年記念特別公演について予定する公演名、収支の見通しを示してください。

3. サービスを向上させるための方策

- ① 平等に利用していただくことを心がけ、常に利用者の立場に立った運営を行うと同時に、利用者の様々なニーズに対応できるよう、知識・技術の習得に務める。
- ② 利用者からの「使いやすい」文化センターを目指し、必要に応じて使用規程などの見直しを提案する。
- ③ 施設の持つ機能や職員の知識・技術を最大限に発揮し、管理者側からの提案も積極的にしていく。
- ④ 利用者のニーズに沿うよう施設設備の充実を図る。
- ⑤ 様々な手段で情報発信をして行き、出来るだけ多くの方が文化に触れる機会を提供していく。
- ⑥ 常に環境美化に努める。

4. 利用者等の要望の把握及び実施案

- ① 自主事業公演時にアンケートを実施し、要望、意見を集約する。
- ② ホームページ、SNSを利用し、意見や要望の書き込みの場などを提供する。
- ③ 利用者が気軽に意見や要望を職員に直接伝えることのできるような環境（雰囲気）を作る。
- ④ 施設使用完了報告書の中に、気づいた点を記入できる欄を設け、利用者の意見を聞く。

5. 利用者のトラブルの未然防止と対処方法

- ① 来客の受付・案内業務については、気配り、心配りの行き届いた対応を徹底する。
- ② 利用に対して、常に公平かつ平等な対応に心がける。
- ③ 利用規程、利用料金等、利用者に分かりやすく提示をする。利用打ち合わせは綿密に行う。

- ④ 他施設との情報交換を密にし、経験のないトラブル等の情報を聞く事で当施設でのトラブルを未然に防ぐ。
- ⑤ 常に危機管理意識を持ち、危機管理マニュアル（別添1）により対処する。

6. その他（地域との連携、他施設との連携）

- ① 町内外の組織に加盟するなど、さまざまな団体との交流を通して町の情報を知り、更なる文化芸術の向上に貢献する。
- ② 地域の伝統芸能保存、発表の場の提供、更には新しい地域文化の創造など、より身近な取り組みを支援し連携を構築して行く。
- ③ 教育施設や福祉施設との連携を図るため、情報発信やイベント運営のバックアップをしていく。
- ④ 現在加入している、「文化施設協議会」を通じて、情報交換及び、イベント紹介、チケット販売等を協力しあい連携を深めていく。

【個人情報の保護の措置について】

- ① 責任者を定め、個人情報保護法に対応した組織内規程（別添2）の整備、職員の教育・研修などを継続的に実施し、適切な個人情報の保護に努める。
- ② どのような個人情報をいかに取得、利用、保管しているかを把握する。
- ③ データ内容の正確性、安全管理措置、従業員の監督、委託先の監督、第三者提供の制限など個人情報保護法に対応する体制を整備する。

【緊急時対策について】

・防犯、防災の対応

- ① 利用者の安全第一を考えた防犯・防災計画の策定。緊急時対策組織を確立し、防災訓練の実施などを通して、職員が常に危機管理意識を持ち、一丸となって緊急時に備える。
- ② 夜間、休館日等の無人になる場合の防犯に関しては、警備会社のセキュリティーシステムを利用し、警備会社からの連絡に迅速、的確に対応できる職員体制を置く。
- ③ 催事の運営上、安全確保のため高度な警備業務が必要となる場合は、警備会社へ警備の依頼をする。貸館の場合は事前に警備計画の打ち合わせをする。
- ④ 緊急事態が発生した場合、危機管理マニュアル（別添1）により迅速かつ適切な対応をする。
- ⑤ 緊急時に無線機を使用することにより、迅速な情報収集と対応で被害を最小限にとどめる。

・その他緊急時の対応、避難所対応

- ① 危機管理マニュアルにない不測の事態が発生した場合は、消防署、警察署、日南町役場等との連携をとり、利用者の安全を第一とした体制で挑む。
- ② 自然災害などの避難所として機能するよう適切な管理、対応に努める。

【団体の経営理念について】

1. 団体の経営方針等

- ① 我々は、全ての皆様の為に存在し、常に感謝の心を持って誠心誠意尽くします。
- ② 皆様に満足して頂ける価値あるサービスを創造・提供し、社会に貢献します。
- ③ 現状に満足せず、常に日々改善・改革を心がけ成長と発展を目指します。
- ④ 個人の個性を尊重し、新しい試みなどに前向きに挑戦します。

2. 指定管理者の指定を申請した理由

竣工以来、文化センター運営に携わってきた中で獲得したノウハウを、さらに蓄積・発展させることのできる当社の強みを生かして、引き続き質の高い事業展開を行いながら、地域文化を育ててい

きたい。

現在、文化センターの指定管理者として管理運営を行っているが、継続事業や地元の文化団体との連携も確立しつつある。日南町の文化発展のためにも文化センターの管理運営を是非継続して行きたい。

3. 施設の現状に対する考え方及び将来展望

- ・施設・設備に関しては随時修繕、更新などを実施しているが、竣工以来 23 年が経過し施設設備全体に経年劣化が進行している現状である。今後も改修計画を立て、長期的に施設の機能を失うことのないよう維持管理に努める。
- ・文化施設というくくりにとらわれず、地域のコミュニティ施設となるよう機能し、合わせて日南町の総合案内的な役割を果たすよう柔軟に対応する。
- ・事業については鑑賞型事業だけでなく、参加・育成型事業を増やすことにより会館の利用促進を図る。
- ・著しい技術の進歩に遅れることなく、最新の技術に対応すべく施設設備の提案、整備、職員の教育を行って行く。

【その他の提案】

1. 広報について

自主事業、文化振興事業、貸館事業の広報についての考え方を示してください。

- ・様々な手段で情報発信をして行き、できるだけ多くの人に情報提供を行う。
(主な情報発信方法)・「広報にちなん」に情報の提供、掲載の依頼をする。(毎月)
 - ・「ちゃんねる日南」でテレビコマーシャルを流す。(随時)
 - ・その他のテレビ・ラジオのメディアを利用する。(随時)
 - ・インターネットのホームページを利用し情報発信する(常時)
 - ・新聞広告、新聞折込、ポスター掲示など。(随時)
 - ・個人、各施設、事業所などに出向き直接情報提供する。(随時)
- ・従来の広報手段以外にも SNS などを利用し、ターゲットを絞った情報発信をする。
- ・SNS などの情報は埋もれがちなので情報発信を頻繁に行う。
- ・日南町に足を運んでもらえるよう文化センター以外のイベント情報、観光情報なども積極的に発信していく。
- ・文化センターのパンフレットを作成し、主要な施設に置いてもらう。

2. 開館時間・休館日

開館時間・休館日についての基準は条例で定められていますが、条例を改正することによって変更していくことも考えられます。開館時間・休館日についての考え方を示してください。

- ・開館時間は、今まで特に変更希望要望、問題等は発生していない。現在のままで良い。
- ・休館日は、月曜日休館が定着しているので変更はしない方がよい。
- ・その他、祝祭日の利用の要望が増えてはいるが、職員を増員しないと対応できない。

3. 使用許可の受付

使用許可の受付について、利用者に対するサービスの向上が図られる提案があれば示してください。

- ・受付では現在まで特に問題は発生していない。
- ・使用許可については、特に問題はないが、更に利用者の負担を軽減する手立てを模索する。(例えばスマートフォンを使用しての受付や支払いなど。)
- ・利用料金については、10 円単位にすることで利用者の支払いや使用料の試算が容易になり、金銭の授受でも計算間違いや、おつりの間違いなどのリスクがなくなる。

4. 上記以外の項目で、文化センターの管理運営にあたり、計画している企画があれば提案してください。

- ・日南町観光協会との連携を強化し、日南町の交流人口を増やすことにより文化センターの利用促進を図る。
- ・日南町のことを町外の方にも知ってもらえるようエントランスホールにTVを設置し、ちゃんねるにちなんの放送や、デジタルサイネージを利用して日南町の紹介動画、最新情報などを発信する。
- ・喫茶室・エントランスホール・野外イベント広場を活用して町のコミュニティ施設としての位置づけを強化していく。

【その他の、特記すべき事項があれば記入してください】

- ・施設、設備に関する現状と修理、修繕、改修等についての提案

① 建物全体の防水

外壁の塗装修繕、屋根の塗装などは実施したが、新たな雨漏り箇所が有り、修繕が必要。現在調査中。

② 建物外構植え込み

建物外構植え込みの根が張ってきているため、建物、配管に悪影響を及ぼしている。枯葉も排水の詰りなどを起こすため植え込みの撤去をした方が良い。

③ 野外イベント広場ステージ

野外イベント広場のステージが円形で、更に音の跳ね返りなど非常に使用しにくいいため、開館以来使用頻度が低い。更に安全上の事も考慮に入れ撤去した方が良い。

④ 野外イベント広場の利活用について

野外イベント広場周辺の安全確保など環境を整備し、ルールを決め子供の遊び場、子育て世代が集える公園的な機能を待たせ開放する。

⑤ 音響・映像設備

・さつきホール

音響設備は経年劣化により音質の劣化が見られる他、機器全体の寿命が来ているのでいつ故障するか分からない状態である。プロジェクターは既に解像度も低く今の映像信号規格に合わないために撤去して有り、現在はホール用のプロジェクターがない状態である。音響映像設備とも全面改修が急がれる。

・多目的ホール

映像装置（プロジェクター）は古く解像度が低いため、仮設で対応している。タッチパネルは操作不能のままになっている。音響装置は使用頻度も高く経年劣化が懸念されるため音響映像設備は全面改修したほうがよい。

・ハイビジョンルーム

プロジェクターも古く解像度が低い。音響装置も含め設備の見直し、更新が必要である。バンド練習等にも使用できるように楽器なども常設しているが、防音が悪いため他の研修室の利用があるときは、バンド練習などの使用制限をしている。既にハイビジョンの機能は無い。「ハイビジョンルーム」の名称変更も必要。

⑥ 照明設備

現行のハロゲン球、白熱灯、蛍光灯は製造を縮小、更には製造中止の動きがあり、今後交換が困難になることも懸念される。

駐車場、外壁などの外灯、エントランスホール、廊下、ホール棟、美術館展示室などの照明はLED化がまだ出来ていないためLED化が必要。

ホールの舞台照明もLED化が進みつつあるため今後、改修が必要になってくる。

自主事業計画書（平成31年度 2019年度）

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
町制60周年記念 DRUM TAO2019公演	町制60周年を記念して、今まで開催した中で人気の高かった「DRUM TAO」の公演を行う。	公演時期 10月又は2020年3月 公演回数 1回

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
町制60周年記念 NHK公開番組	NHK公開番組「真打競演」 NHK主催の公開番組で町制60周年に向けて開催依頼していたものが決定した。	公演時期 6月29日 公演回数 1回

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
町制60周年記念 映画上映会 「チェリとチェリー」	町内出身の(株)ゴッドバード社長 長谷川洋様から昨年より申し出のあった映画上映会。映画の借り上げ料などは長谷川様が負担。	公演時期 7月から9月 上映回数 1回から2回

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
弦楽ファミリーコンサート	親子で鑑賞できる気軽で本格的な弦楽コンサート。	公演時期 5月から6月 公演回数 1回

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
映画上映会 「マンハント」	福山雅治主演映画で日南町花見山周辺で撮影された場面が登場する映画。	公演時期 未定 公演回数 1日2回

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
演劇または ミュージカル等	質の高い演劇またはミュージカルの公演など。(未定)	公演時期 未定 公演回数 未定

文化振興事業計画書（平成 31 年度 2019 年度）

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
にちなん音楽祭 「OTOまつり」	アマチュア音楽家の発表の場として定着している参加型事業。広く情報発信し町内はもとより山陰地区全域の参加を募っている。	公演時期 7月から8月 公演回数 1回

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
プラスフォレスト	近隣の市町村の吹奏楽の団体が集結し、町内のグループも参加する参加型事業。参加者からの継続の要望が高いイベント。	公演時期 10月から11月 公演回数 1回

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
にちなんダンススクール	小学生から大人まで幅広い年齢層を対象にダンススクールを開催する。主にジャズダンス・ストリートダンス。町内外のイベントに参加し発表の場を作る。	実施期間 4月から2020年3月 公演回数

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
町制 60 周年 にちなん夏祭り	商工会のだんだんフェスタが終了したが、惜しむ声が多い。文化センター野外イベント広場を会場にステージ発表や日南伝承の会、食のバザール実行委員会、日南町観光協会など町内の団体と共催で行う夏祭り。 今後継続も検討中。	実施期間 7月 公演回数 1回

※事業名、内容等未確定なので、変更場合があります。

参考様式(第4条第2号関係)

管理に係る収支計画書		2019年4月1日～2024年3月31日					単位:円
年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	備考	
消費税率	10月より10%	10%	10%	10%	10%		
収入合計(A)	64,380,850	65,195,900	64,971,500	64,971,500	65,195,900		
項目	管理委託料	54,135,000	54,339,000	54,135,000	54,135,000	54,339,000	
	事業委託料	4,930,000	4,930,000	4,930,000	4,930,000	4,930,000	
	消費税	5,315,850	5,926,900	5,906,500	5,906,500	5,926,900	
支出合計(B)	64,380,850	65,195,900	64,971,500	64,971,500	65,195,900		
管理費	人件費	26,000,000	26,000,000	26,000,000	26,000,000	26,000,000	
	需用費	15,610,000	15,610,000	15,610,000	15,610,000	15,610,000	
	役務費	473,000	473,000	473,000	473,000	473,000	
	委託料	10,479,000	10,679,000	10,479,000	10,479,000	10,679,000	
	使用料及び賃貸料	1,147,000	1,147,000	1,147,000	1,147,000	1,147,000	
	負担金	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000	
	報償費	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
	旅費	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	
	諸費用	1,078,000	1,082,000	1,078,000	1,078,000	1,082,000	
	賃貸料	▲ 840,000	▲ 840,000	▲ 840,000	▲ 840,000	▲ 840,000	
	管理費合計	54,135,000	54,339,000	54,135,000	54,135,000	54,339,000	
事業費	自主事業費	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	
	参加型事業費	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	
	チケット収入見込	▲ 1,700,000	▲ 1,700,000	▲ 1,700,000	▲ 1,700,000	▲ 1,700,000	
	諸費用	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	
	事業費合計	4,930,000	4,930,000	4,930,000	4,930,000	4,930,000	
管理費・事業費 合計	59,065,000	59,269,000	59,065,000	59,065,000	59,269,000		
消費税	5,315,850	5,926,900	5,906,500	5,906,500	5,926,900		
収支(A)-(B)	0	0	0	0	0		

特建調査

特建調査

※特殊建築物定期検査は、2020年度、2023年に実施(3年毎)

※光熱費等の節約に努めるが、社会情勢や景気動向で、変動する可能性あり。

議案第9号

公の施設に係る指定管理者の指定について(日南町立林業アカデミー)

次のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年3月1日提出

日南町長 中村 英明

公の施設に係る指定管理者の指定

1. 指定管理者の名称及び住所
一般財団法人日南町産業振興センター 代表理事 中村 英明
鳥取県日野郡日南町三栄1097番地1
2. 管理を行わせる施設の名称及び所在地
 - (1) にちなん中国山地林業アカデミー 鳥取県日野郡日南町多里782番地2
 - (2) 林業アカデミー研修棟 鳥取県日野郡日南町新屋1860番地1
3. 管理を行わせる期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
4. 管理業務の範囲
 - (1) 施設及び設備を活用した木材産業等への就業者の育成に関する業務
 - (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する業務のうち、町長が必要と認める業務
5. 利用料に関する事項
日南町立林業アカデミーの管理運営に関する規則（平成30年規則第7号）第12条第1項の規定に基づく授業料は、指定管理者が収受する。



町長

副町長

総務課長

主管課長

室長

主査

合議

指定管理者指定申請書



平成31年2月18日

日南町長 中村 英明 様

整理番号	021830
分類番号	
保存年数	1 3 5 10 永

申請者

所在地 鳥取県日野郡日南町三栄1097番地1

団体名 一般財団法人日南町産業振興センター

代表者氏名 代表理事 中村 英明

連絡先(電話) (0859) 82-0010



日南町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 指定管理者の指定を受けようとする施設の名称
にちなん中国山地林業アカデミー

添付書類

- 1 公の施設の事業計画書
- 2 管理に係る収支計画書
- 3 経営状況を説明する書類
- 4 申請資格を有していることを証する書類
- 5 その他町長が必要とする書類

参考様式（第4条第1号関係）

「にちなん中国山地林業アカデミー」の管理に関する事業計画書				
申請年月日 平成31年2月18日				
団体名	一般財団法人日南町産業振興センター			
代表者名	代表理事 中村英明	設立年月日		
団体所在地	鳥取県日野郡日南町三栄1097番地1			
電話番号	(0859)82-0010	FAX番号	(0859)82-0020	
E-mail	info@nichinan-ipc.jp			
現在運営している類似施設名	所在地	主な業務内容	運営開始年月日	
			開始	
			終了	
			開始	
			終了	
事業計画（別紙可）				
【管理運営を行うに当たっての経営方針について】				
<p>実践的な林業現場研修により技術と知恵、専門家の講義から最新かつ必須の林学・教養の知識を習得し、地域から信頼される将来の林業指導者の養成を目的とする。特に、現場研修では徹底した安全作業を指導し、経営感覚と常に改善意識を持ち林業・林産業をけん引できる人材の育成を目指す。</p> <p>研修は、町内だけでなく超域的な林業事業体・専門機関からの協力を得て実施する。また、林業経験豊富な技術指導者、668haの広大な演習林（FSC®森林認証林）、多くの優良な林業事業体の協力、大学等からの最先端の研究成果からの知見の提供により、国内最高水準の林業アカデミーの研修内容を確保する。</p> <p>《研修体制の特長》</p> <p>技術指導は、林業の現場経験豊富な講師が徹底した安全作業と実践的な指導を行うことによって、林業事業体で即戦力に近い林業技術の習得を目指す。主たる演習林をFSC森林認証林において行うことで、持続的な林業経営のあり方を常に意識しながら研修を実施することができる。</p> <p>また、林業ならびに森林・林業経営や管理に必要な専門知識は、鳥取大学、島根大学、鳥取県林業試験場、林野庁森林技術・支援センター、アサヒの森等の協力を得て専門的な知識を習得する。さらに大学演習林では、高度な森林環境・生態学の授業等を予定している。11月以降は、就業に向けて、より実践的な林業を習得するため、複数の林業事業体においてインターンシップを実施する。協力事業体は、日南町森林組合をはじめ鳥取県内の林業事業体をはじめ、岡山県の有志の林業事業体がつくる「岡山県施業研究会」の協力も得る。</p> <p>以上林業事業体から技術と経営、研究機関から専門知識、さらに行政の支援の強み、地元地域との連携を融合させて、将来の我が国の林業を担う人材を育成する。</p>				
1. 目的				
<p>本町及び近隣市町村等の豊かな森林資源を活用した林業、木材産業等の振興並びに林業の持続的かつ健全な発展を図るため、林業、木材産業等への就業者を育成するとともに、森林及び林業等に関する知識及び技術を習得する優れた人材を育成する施設として、林業アカデミーを運営する。</p>				

2. 当面の管理運営について

①これまで日南町農林業研修生制度を掌理していた経験を活かし、新たな体制での林業後継者の育成に努める。

②わが国の林業を牽引し、地域から信頼される林業技術者の養成を目指す。

③地域及び林業が抱える諸課題について、林業従事者に必要な短期間の技術研修を実施するとともに、地域活動への協力、山村地域のあらゆる分野の研究を通じ、地域社会及び林業の発展に挑む。

④鳥取大学、島根大学、鳥取県、林野庁中国森林管理局鳥取森林管理署、同森林管理部森林技術・支援センター、日南町森林組合、日南町木材生産事業協同組合、(株)レンタルのニッケン、大建工業(株)、(株)オロチ、岡山県施業研究会らに協力を依頼し、次のような特徴的なカリキュラムのもとでの学校運営を図る。

- 実践重視のカリキュラム
- 労働災害対策の徹底指導
- 作業班長制度により指導力を習得
- 複数の事業体でのインターンシップの実施
- 将来の林業を見据えた林業現場の視察

【安全・安心面からの運営の具体策など特徴的な取組について】

研修期間は1年、総時間数は1,369時間とし、①経験豊富な講師陣による林業技術指導、②各種研究機関・行政等との連携による専門知識の習得、③優良林業事業体での実践力の習得を基本方針とするカリキュラムを策定する。

また、林内における労働災害の発生率が、他産業に比べ非常に高いことから、安全講習、救急救命講習の充実を図る。

《特徴的な教育》

- 林業現場での実践重視のカリキュラム
- 労働災害対策としての徹底した安全作業の指導
- リーダー教育として作業班長制度を導入
- 複数の優良事業体への視察とインターンシップ
- 専任熟練技術指導員による丁寧な指導

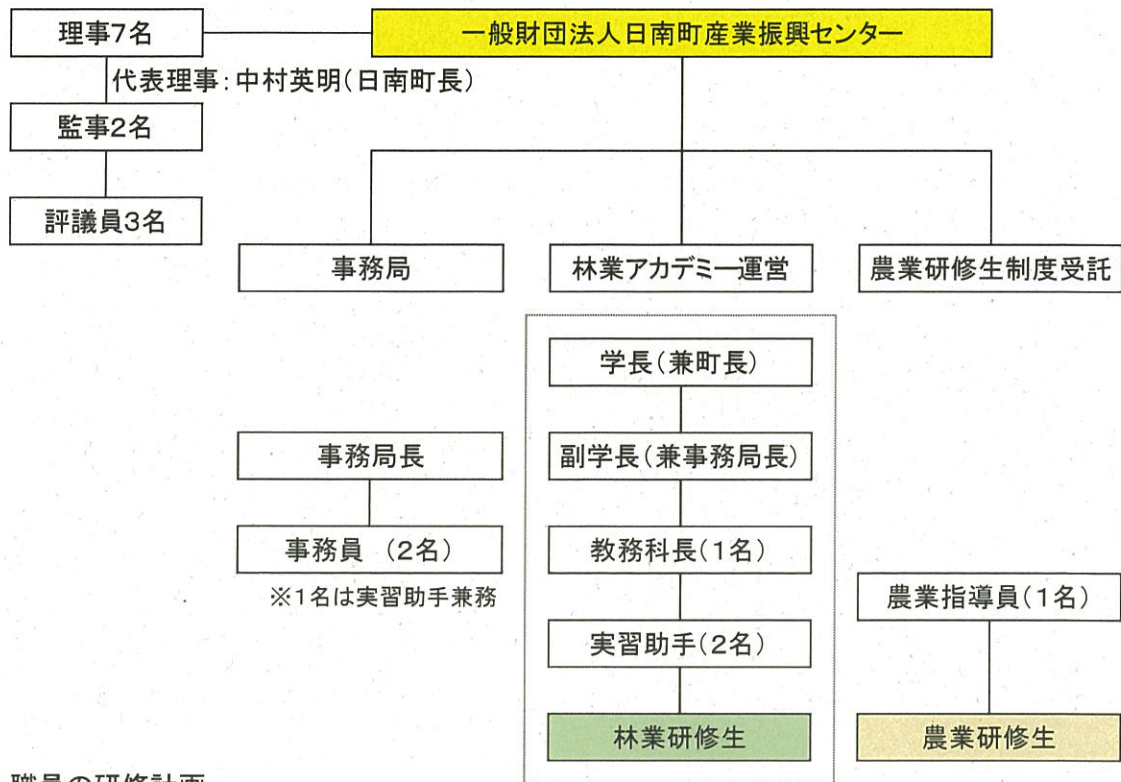
《教育体制等》

- 定員：10名程度
- 外部講師：鳥取大学、島根大学、レンタルのニッケン、林野庁、鳥取県など

1 時間目	8 : 45 ~ 9 : 45
2 時間目	9 : 55 ~ 10 : 55
3 時間目	11 : 05 ~ 12 : 05
4 時間目	13 : 10 ~ 14 : 10
5 時間目	14 : 20 ~ 15 : 20
6 時間目	15 : 30 ~ 16 : 30

【施設の管理について】

1. 職員の配置（指揮命令系統が分かる組織図を含む）



2. 職員の研修計画

- 西日本林業経済研究会での研鑽
- 国内林業大学等との意見・情報交換会での研鑽
- 鳥取大学・島根大学での公開講座等への参加
- 近畿中国森林管理局森林技術・支援センター、鳥取林業試験場での実務研修参加

3. 経理

- 経理責任者の配置、会計管理ソフトの導入
- 監事2名による会計監査の実施

【施設の運営について】

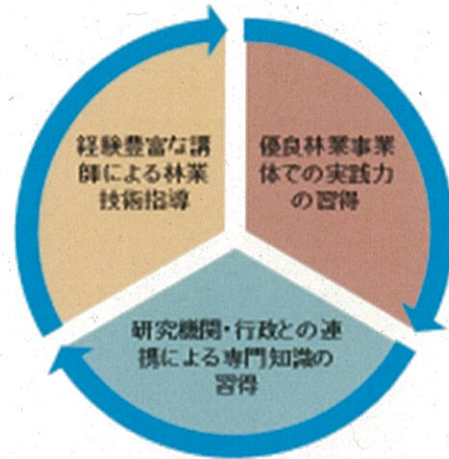
1. 年間の自主事業計画（カリキュラムは別紙）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
林業入門	➔											
社会人育成	➔	➔	➔	➔								
林学	➔	➔										
林業講義				➔	➔	➔	➔	➔	➔			
実践林業	育林	育林	育林	育林	素材生産	素材生産	素材生産	素材生産				
インターン									日南町内	日南町内	岡山県	岡山県
研究			➔	➔	➔	➔	➔	➔	➔	➔	➔	➔
資格	チェーンソー 刈払い				機械系7月～8月							

2. サービスを向上させるための方策

- 緑の青年就業準備給付金制度の利用（年間最大150万の給付）
- 学校種別：各種学校（手続き中）…学割制度の利用可
- シャワー室、個人専用ロッカー、休憩室の設置
- 安全防具一式（ヘルメット、ネックプロテクター、防護服等）の貸与（卒業時に譲与）
- 就職の相談、斡旋
- 充実したカリキュラム（基本方針は右図）
- 資格取得経費の全額助成

伐木等の業務に係る特別教育、機械集材装置運転特別教育、刈払機取扱作業安全衛生教育、フォークリフト運転技能講習、車両系建設機械運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習、玉掛技能講習、走行集材機械運転特別教育、簡易架線集材装置運転特別教育、不整地運搬車運転技能講習、荷役運搬機械等は、作業安全教育、狩猟免許、救急救命講習など



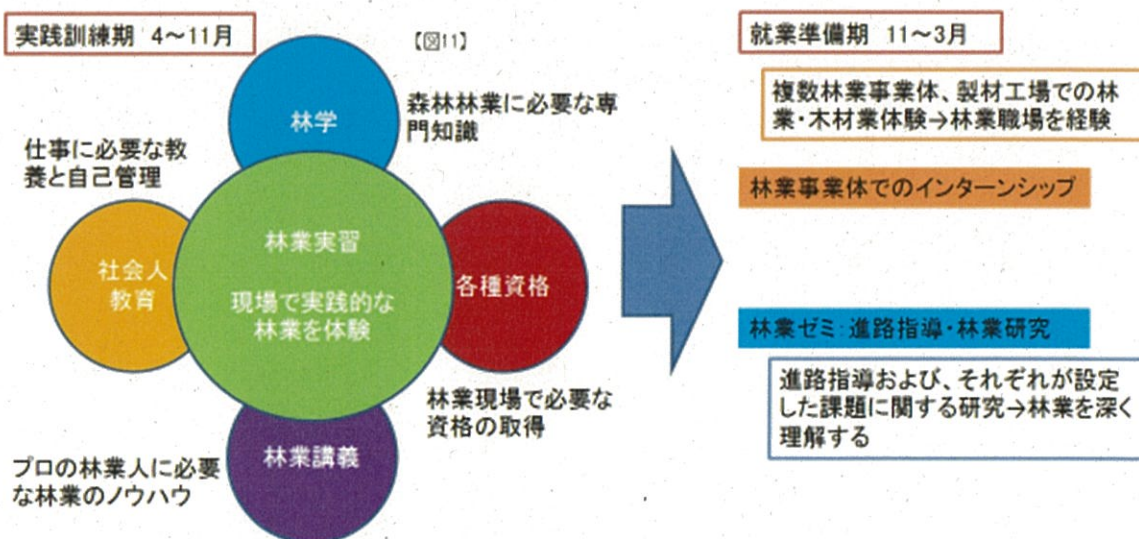
3. 利用者等の要望の把握及び実施案

中国地方では、昭和54年に開校した島根県立農林大学校に次ぎ、2校目となる林業学校であり、近隣の岡山県新見市、広島県庄原市などからの生徒入学も期待できる。

また、全国18府県に点在する林業学校の多くが、研修修了後の就労を、学校が所在する都府県に限定している中、本校は、そうした条件は課さない方針であり、全国各地からの応募にも期待ができる。

4. 利用者（学生）のトラブルの未然防止と対処方法

《教育課程》



5. その他（地域との連携、他施設との連携）

「日南町立林業アカデミーの運営協力に関する覚書」を締結（調印式は3月20日予定）し、日南町森林組合、鳥取県、鳥取大学、島根大学など産官学連携のもと、林産業が求める即戦力となりうる人材と中国山地に位置する地域の求める人材を育成する。構成予定員は次のとおり。

《構成予定員》

日南町森林組合、林野庁近畿中国森林管理局鳥取森林管理署、林野庁近畿中国森林管理局森林整備部森林技術・支援センター、鳥取県、（公財）鳥取県林業担い手育成財団、国立大学法人鳥取大学、国立大学法人島根大学、(株)レンタルのニッケン、大建工業(株)、(株)オロチ、日南町木材生産事業協同組合、(株)グリーンシャイン、岡山県施業研究会、有限会社やまもと、アサヒの森環境保全事務所

【個人情報の保護の措置について】

日南町個人情報保護条例（平成13年条例第4号）、日南町個人情報保護条例施行規則（平成13年規則第3号）及び日南町個人情報保護事務取扱要領（平成13年要領第3号）に準じ、個人情報の適正な管理を行う。

【緊急事態について】

1. 防犯、防災の対応について

- 学校関係者以外の施設内入場の制限
- 個人専用ロッカーの有効利用
- 防火管理者*の配置
- 消防計画に基づく消火訓練、避難訓練、通報訓練の実施

※各種学校における防火管理者の選任の必要性については、消防法第8条第1項、同施行令第1条の2、3項により、甲種防火対象物500㎡以上（収用人数50人以上）、乙種防火対象物500㎡未満（収用人数50人以上）と規定されている。江府消防署に照会したところ、「現地確認のうえ指導する」との回答であった。各種学校としての認可があり次第、用途変更の手続きを行い、併せて、消防署の立入検査による指導に基づき、防災体制を構築する。

2. その他緊急時の対応

- 演習林での実習の際には、衛星電話を携行し、非常時での緊急通報体制を確保する。
- 火災発生時には、学生の安全誘導を行うとともに、消防署に通報するとともにおも初期消火にあたる。

【団体の理念について】

1. 団体の経営方針等

中国山地の中央に位置する日南町で、林業アカデミーを運営し、関連企業・大学等専門機関とタイアップしながら、林産業が求める即戦力となりうる人材と中国山地に位置する地域の求める人材とわが国の林業を牽引し、地域から信頼される林業技術者を育成する。また、地域及び林業が抱える諸課題について、林業従事者に必要な短期間の技術研修を実施するとともに、地域活動への協力、山村

地域のあらゆる分野の研究を通じ、地域社会及び林業の発展に挑戦する。

2. 指定管理者の指定を申請した理由

町では、搬出材積の拡大、林業後継者対策を進めるため、平成21年度から「林業研修生制度」を創設し、林業従事者の確保に努めてきた。しかしながら、社会情勢の変化により研修生のニーズも多様化、現状の研修カリキュラムのみではそうしたニーズに応えることができない状況となりつつある。

そうした状況下、一般財団法人日南町産業振興センターが、日南町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第1号）第5条第1項第5号の規定による公募によらない指定管理者の候補者として選定されたことによる。

3. 施設の現状に対する考え方及び将来展望

最近の国内における合板・集成材・木材チップの生産拡大等、木材加工業には明るい兆しのある一方で、林業の現場では、人工林の皆伐による更新の遅れから、林齢構成の偏りが解消されず、全国的にも大きな課題となっている。本町でも人工林の約6割を8～11齢級が占めるという状況にあり、今後、計画的な皆伐再造林を行うことで林齢構成を平準化し、持続可能な林業経営を実現していかなければならない。

来春開校する「にちなん中国山地林業アカデミー」は、全国初の町営で、全国最大規模の668haの演習林を有する林業アカデミーとして注目を集めている。目指す循環型林業の実現のため、新たな担い手の育成はもちろんのこと、即戦力としてだけでなく、国の森林・林業政策の動向や森林の保全、再生、生物多様性など幅広い視野を持つ能力を有した人材を輩出していきたいと考えている。

その他特記すべき事項があれば記入してください。

《地域連携と貢献》

- 地域活動への参加…授業として、地域活動、イベントに参加
- 聴講生制度…地域住民、林業関係者に講義を公開
- 山村地域、農林業の実証的研究…森林・林業系、山村地域研究を活用した地域振興
- 森林資源の利活用…地域住民とキノコ栽培の実践、薪生産・販売など
- 木育の拠点…子どもから大人までを対象とした環境教育の実践
- 林業のネットワーク化…各林業関連セクター（行政を含む）の意見交換の場の創設

《新たな日本の林業への種まき》

- 林業労働災害の大幅削減→「防げる事故」のための意識改革と林業労働安全システムの構築
- 将来を見据え多様な林業への挑戦→従来型の農業+自らの「強み」を活かした新分野の開拓
- 森林資源のフル活用による新林業ビジネスの創造→素材生産・造林・森林管理・林内商品作物・環境教育など
- 農山村的な働き方・生き方を基盤とした「山・地農業」の確立→農山村の生活リズム（自然の時間）で複業労働（例）林業+農業+X

議案第10号

公の施設に係る指定管理者の指定について（日南町農林業担い手研修施設イチイ荘及び日南町山村広場）

次のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年3月1日提出

日南町長 中村 英明

公の施設に係る指定管理者の指定

1. 指定管理者の名称及び住所
キュービック 代表 矢田貝 ひろみ
鳥取県日野郡日南町中石見407番地
2. 管理を行わせる施設の名称及び所在地
日南町農林業担い手研修施設イチイ荘及び日南町山村広場
日南町霞615番地
3. 管理を行わせる期間
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで
4. 管理業務の範囲
 - (1) イチイ荘及び山村広場の利用に関する業務
 - (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (3) 施設の運営に関する業務のうち町長が必要と認める業務
5. 利用料に関する事項
「日南町農林業担い手研修施設の設置及び管理に関する条例」第7条の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入として収受させる。

町 副町長 指定管理者指定申請書

平成31年2月6日

日南町長 中村 英明 様

申請者

所在地 鳥取県日南町中石見 407

団体名 キュービック

代表者氏名氏 矢田貝ひろみ

連絡先(電話) 090-5374-6836

日南町公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第3条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 指定管理者の指定を受けようとする施設の名称

「イチイ荘及び山村広場施設」

添付書類

- 1 公の施設の事業計画書…参考様式
- 2 管理に係る収支計画書…参考様式
- 3 経営状況を説明する書類
- 4 申請資格を有していることを証する書類
- 5 その他町長が必要とする書類

整理番号	020617
保存年数	1 3 5 10 永

参考様式（第4条第1号関係）

「イチイ荘及び山村広場施設」の管理に関する事業計画書				
申請年月日 平成31年 2月 6日				
団体名	キュービック			
代表者名	矢田貝ひろみ	設立年月日	平成27年6月1日	
団体所在地	鳥取県日野郡日南町中石見407			
電話番号	090-5374-6836	FAX番号		
E-mail				
現在運営している類似施設名	所在地	主な業務内容	運営開始年月日	
イチイ荘	鳥取県日野郡 日南町霞615	宿泊施設、パン製造販売	開始	平成28年6月1日
			終了	
事業計画（別紙可）				
【管理運営を行うに当たっての経営方針について】				
お客様の利便性、安全性の確保を第一としてお客様の声を積極的に取り入れ、適切、迅速に管理運営すると共に、管理の質の向上に努める。				
1. 目的				
交流人口の拡大と地域経済の活性化を行う。				
安心、安全の確保、サービスの向上に努める。				
2. 当面の管理運営について				
宿泊施設を中心に朝食用、販売用にパン製造を行う。				
出来る範囲で宿泊者の調整を行い、食のバザールなどのイベントにも参加できるように努める。				
【安全・安心面からの運営の具体策など特徴的な取組について】				
日南町、消防、警察など関係機関と連携し、研修や講義に参加し、適切な管理、販売の推進を行う。				
【施設の管理について】				
1. 職員の配置（指揮命令系統が分かる組織図を含む）				
○代表者 1名（施設管理・運営、調理、パン製造販売）				
○構成員 1名（経理）				
○臨時雇用 1名（施設運営、調理、パン製造販売）				
2. 職員の研修計画				
戦略を策定し、その方針を示す。戦略、方針を迅速に推進していく。				
〈定期研修〉				
・サービス業としての心構え				
・安全衛生研修				
・食品衛生責任者講習				
・救命救急講習				

3. 経理

税理士の先生から指導を受けており、日々の業務は代表が行う。
任意団体のため代表者の個人申告で対応する。

【施設の運営について】

1. 年間の自主事業計画（別紙に記入のこと）

別紙のとおり

2. サービスを向上させるための方策

日南町の中心地内にあるものの公共交通は利用しにくい立地である。
ただ、自然に囲まれ環境に恵まれた施設という事もあり、快適に過ごしていただけるようお役様の満足度の向上を目指す。雑草処理用に飼っているヤギの愛嬌にも癒してもらえたらと期待している。SNSによる情報発信も考えている。

3. 利用者等の要望の把握及び実施案

宿泊予約サイトの口コミをチェックする。
施設利用者へのアンケート調査や聞き取りを実施する。

4. 利用者のトラブルの未然防止と対処方法

使い勝手の良いルール作りを図ると同時に、お客様の声も可能な限り運営に反映する。
苦情や意見については関係者で情報共有し、誠意を持った対応を心掛ける。

5. その他（地域との連携、他施設との連携）

道の駅、町内の飲食店との連携、各種宴会、地域行事、BBQなど地元でのイベントで活用してもらえるよう、地域に密着したサービスの提供を行う。

【個人情報の保護の措置について】

利用者及び取引先からお預かりした個人情報は、法令により例外と認められた場合を除き、本人の同意を得ることなく第三者に提供しない。

サービス向上、利用者の便宜を図る為に使用する。
情報管理に関する苦情、問い合わせは確実に対応する。

【緊急事態について】

1. 防犯、防災の対応について

- ・迷惑行為、置き引き等を見善に防ぐ為、施設、周辺施設の点検、巡回、施錠を怠らない。
- ・火災発生時に冷静に対応する為にも防災訓練、消火訓練を行い、緊急事態対策マニュアルの整備をする。

2. その他緊急時の対応

- ・非常事態が発生した場合は速やかに110番通報を行い、警察に早急な対応を求める。
- ・火災発生時には、施設利用者を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、119番通報を行い、消防署に消火対応を求める。
- ・併せて日南町にも連絡を行う。

【団体の理念について】

1. 団体の経営方針等

町内外からの利用者を増やすために、皆様から喜ばれる・信頼されるサービスの提供を心掛ける。食材費を中心とした経営に係る経費の見直しや労働時間の適正化・効率化などの業務改善を実施し、生産性・収益性の向上に努める。

2. 指定管理者の指定を申請した理由

前回指定管理に認定していただいたが、当初からなかなか思うようにいかず、かなり厳しい経営状態であった。何度もくじけそうになったが、ファンの励ましや、リピーターのお客様方の暖かいお言葉、笑顔要領も分かってきつつあるじきなのもう一度チャレンジしてみようと思う。

3. 施設の現状に対する考え方及び将来展望

宿泊を主とした経営を継続するが、雇用による労働時間の確保を図り、パンの製造販売や菓子製造にも力を入れていきたい。経費の見直しなどによる収益率の向上に努め、経営改善を図る。

その他特記すべき事項があれば記入してください。

マンパワーには限界があるため、日南町はもちろんのこと、創業時よりお世話になっているメインバンクの鳥取銀行や日南町商工会とはこれまで以上に連携を密にしていく予定である。当初立てた計画の進捗確認や今後のあるべき姿などを、四半期ごとに会合をもち情報を共有化することで、外部からの客観的なアドバイスをもらいながらPDCAを回していく。

自主事業計画書（平成31年度）

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
宿泊事業 (継続)	インターネットを利用した宿泊予約を実施。 素泊まり、朝食付き、各種夕食付きなどの選べる宿泊プランにより利用拡大を図る。	通年

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
パン製造販売事業 (継続、一部拡大)	日南町産の米粉入りでもっちりした食感の自家製食パンを朝食に提供する。 食パンや人気のカツサンドは、引き続き予約販売を行いながら、顧客の拡大を図る。 食パン以外にも、購入しやすい菓子パンなども増やし、食のバザールなどのイベントにも出店して売上を伸ばす。	通年

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
宴会やレストラン 営業(継続)	予約制で歓送迎会、忘年会、学年PTA行事、親子行事等、地域の方を中心に利用していただく。 持ち込みOKにし、リーズナブルな価格で交流を楽しんでいただく。 SNSなどで情報発信をして、アピールしていきたい。	通年

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
夏のビアガーデン 及びバーベキュー (継続)	上記同様、予約制で歓送迎会、忘年会、学年PTA行事、親子行事等、地域の方を中心に利用していただく。 持ち込みOKにし、リーズナブルな価格で交流を楽しんでいただく。 SNSなどで情報発信をして、アピールしていきたい。 時間設定での飲み放題形式も検討中である。	夏季限定

参考様式（第4条第2号関係）

管理に係る収支計画書		平成31年4月1日～平成32年3月31日	
収入合計（A）		8,200,000	
項 目	宿泊代	5,000,000	
	宿泊者飲食		
	パン・菓子販売	1,200,000	食のバザール等イベント参加
	宿泊外飲食	1,000,000	B B Q ・ ビアガーデン等
	指定管理料	1,000,000	
支出合計（B）		8,200,000	
項 目	水道費	140,000	
	光熱費	1,500,000	
	通信費	280,000	NHK受信料を含む
	リネン費	220,000	
	消耗品費	600,000	
	雑費	500,000	租税公課・接待交際費・福利厚生費・損害保険料含む
	広告宣伝費	100,000	
	修繕費	100,000	
	リース料	630,000	
	食材費	1,800,000	
	車輛費	300,000	
	人件費	1,970,000	代表者分含む
	支払利息	60,000	
収支（A）－（B）		0	

議案第11号

日南町特別会計条例の一部改正について

次のとおり、日南町特別会計条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年3月1日提出

日南町長 中村 英明

日南町特別会計条例の一部を改正する条例

日南町特別会計条例（昭和39年条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。 (1) (略) <u>(削る)</u> <u>(削る)</u> <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略)	(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。 (1) (略) <u>(2) 日南町簡易水道事業特別会計 簡易水道事業</u> <u>(3) 日南町農業集落排水事業特別会計 農業集落排水事業</u> <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略)

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第12号

日南町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

次のとおり、日南町簡易水道事業の設置等に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年3月1日提出

日南町長 中村 英明

日南町簡易水道事業の設置等に関する条例

日南町簡易水道事業の設置等に関する条例を次のとおり制定する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）の規定に基づき、日南町簡易水道事業（以下「簡易水道事業」という。）の設置、経営の基本その他必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 生活用水その他の浄水を町民に供給するため、簡易水道事業を設置する。

（経営の基本）

第3条 簡易水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 簡易水道事業の給水区域は、日南町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例（昭和45年日南町条例第43号）別表第1に掲げる給水区域とする。

（法の財務規定等の適用）

第4条 法第2条第3項及び令第1条第2項の規定に基づき、簡易水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

（重要な資産の取得及び処分）

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない簡易水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）1件につき700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については5,000平方メートル以上のものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第7条 簡易水道事業の業務に関し法第40条第2項に規定する条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が10万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が10万円以上のものとする。

（会計事務の処理）

第8条 法第34条の2ただし書の規定に基づき、簡易水道事業の出納その他の会計事務のうち、次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

- (1) 公金の収納又は支払に関する事務
- (2) 公金の保管に関する事務
- (3) 事務用消耗品等の一括購入に係る出納取扱金融機関及び保管に関する権限
- (4) 物品の出納及び保管に関する事務
- (5) 有価証券の出納及び保管に関する事務
- (6) 支出負担行為に関する確認
- (7) 現金及び財産の記録管理に関する事務
- (8) 決算に係る権限

（業務状況説明書類の作成）

第9条 町長は、簡易水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、簡易水道事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、町長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第13号

日南町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

次のとおり、日南町下水道事業の設置等に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年3月1日提出

日南町長 中村 英明

日南町下水道事業の設置等に関する条例

日南町下水道事業の設置等に関する条例を次のとおり制定する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）の規定に基づき、日南町下水道事業（以下「下水道事業」という。）の設置、経営の基本その他必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 町民の公衆衛生の向上及び町の健全な発達に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

（経営の基本）

第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業の区域は、日南町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成7年日南町条例第7号）別表及び日南町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成9年日南町条例第13号）に掲げる区域とする。

（法の財務規定等の適用）

第4条 法第2条第3項及び令第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

（重要な資産の取得及び処分）

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）1件につき700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については5,000平方メートル以上のものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 下水道事業の業務に関し法第40条第2項に規定する条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が10万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が10万円以上のものとする。

(会計事務の処理)

第8条 法第34条の2ただし書の規定に基づき、下水道事業の出納その他の会計事務のうち、次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

- (1) 公金の収納または支払いに関する事務
- (2) 公金の保管に関する事務
- (3) 事務用消耗品等の一括購入に係る出納取扱金融機関及び保管に関する権限
- (4) 物品の出納及び保管に関する事務
- (5) 有価証券の出納及び保管に関する事務
- (6) 支出負担行為に関する確認
- (7) 現金及び財産の記録管理に関する事務
- (8) 決算に係る権限

(業務状況説明書類の作成)

第9条 町長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、町長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第14号

日南町簡易水道基金条例の廃止について

次のとおり、日南町簡易水道基金条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年3月1日提出

日南町長 中村 英明

日南町簡易水道基金条例の廃止について

日南町簡易水道基金条例（昭和39年条例第24号）を廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第15号

日南町集落排水事業推進基金条例の廃止について

次のとおり、日南町集落排水事業推進基金条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年3月1日提出

日南町長 中村 英明

日南町集落排水事業推進基金条例の廃止について

日南町集落排水事業推進基金条例（平成6年条例第20号）を廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第16号

日南町森林整備基金条例の制定について

次のとおり、日南町森林整備基金条例を制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年3月1日提出

日南町長 中村 英明

日南町森林整備基金条例

日南町森林整備基金条例を次のとおり制定する。

(設置)

第1条 日南町における間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てるため、日南町森林整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、その目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、日南町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第17号

日南町 J ークレジット運用基金条例の制定について

次のとおり、日南町 J ークレジット運用基金条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年3月1日提出

日南町長 中村 英明

日南町 J ークレジット運用基金条例

日南町 J ークレジット運用基金条例を次のとおり制定する。

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、日南町環境基本計画に定める森や水などの自然環境の保全と産業との共生、資源循環型地域社会づくり、地球環境保全対策の推進、環境に配慮した生活様式の推進と協働といった環境対策を実効的に推進するため、日南町 J ークレジット運用基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金)

第2条 基金として積み立てる額は、国の J ークレジット制度に基づく日南町有林での健全な森林経営活動に由来する二酸化炭素の排出削減量・吸収量のクレジット売払い金の内、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により、管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合限り、その一部又は全部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第18号

日南町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例等の一部改正について

次のとおり、日南町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年3月1日提出

日南町長 中村 英明

日南町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 日南町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例（昭和45年条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第4章 料金及び手数料 (料金の督促)</p> <p><u>第23条の2 料金を滞納したときは、町長は、期限を指定して督促しなければならない。</u></p> <p><u>2 町長は、前項の規定により督促状を発したときは、発行にともなう経費1件80円を徴収する。</u> (遅延損害金)</p> <p><u>第23条の3 町長は、第23条の規定により督促を受けた者が、同条の規定により指定された期限までに料金を納入しないときは、同条の規定により指定した期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、当該金額に年5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を徴収する。</u></p> <p><u>2 前項に規定する遅延損害金を計算する場合において、その計算の基礎となる料金に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</u></p> <p><u>3 遅延損害金に100円未満の端数があるとき、又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</u> (料金等の減免)</p> <p><u>第23条の4 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例により納付しなければならない料金、その他の費用を減額し、又は免除することができる。</u></p>	<p>第4章 料金及び手数料 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 日南町営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第2章 町営住宅の管理 (家賃の督促)</p> <p>第18条 家賃を滞納したときは、町長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の規定により督促状を発したときは、発行にともなう経費1件80円を徴収する。</p> <p>(遅延損害金)</p> <p>第18条の2 町長は、前条の規定により督促を受けた者が、同条の規定により指定された期限までに家賃を納入しないときは、同条の規定により指定した期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、当該金額に年5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を徴収する。</p> <p>2 前項に規定する遅延損害金を計算する場合において、その計算の基礎となる家賃に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>3 遅延損害金に100円未満の端数があるとき、又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>(家賃等の減免)</p> <p>第18条の3 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例により納付しなければならない家賃、その他の費用を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>第2章 町営住宅の管理 (督促、延滞金の徴収)</p> <p>第18条 家賃を前条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、町長は期限を指定してこれを督促しなければならない。</p> <p>2 町長は、入居者が前項の規定により指定された納期限(以下「指定納期限」という。)までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、日南町督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和45年日南町条例第34号）の規定により計算した延滞金額を加算することができる。</p> <p>3 町長は、入居者が第1項の指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

第3条 日南町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(平成7年条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(家賃の督促)</p> <p>第13条の2 家賃を滞納したときは、町長は、期限を指定して督促しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の規定により督促状を発したときは、発行にともなう経費 1件80円を徴収する。</p> <p>(遅延損害金)</p> <p>第13条の3 町長は、前条第1項の規定により督促を</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p><u>受けた者が、同条の規定により指定された期限までに家賃を納入しないときは、同条の規定により指定した期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、当該金額に年5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を徴収する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する遅延損害金を計算する場合において、その計算の基礎となる家賃に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</u></p> <p>3 <u>遅延損害金に100円未満の端数があるとき、又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</u> (家賃等の減免)</p> <p><u>第13条の4 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例により納付しなければならない家賃、その他の費用を減額し、又は免除することができる。</u></p>	<p>(新設)</p>
---	-------------

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第19号

日南町課設置条例の一部改正について

次のとおり、日南町課設置条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年3月1日提出

日南町長 中村 英明

日南町課設置条例の一部を改正する条例

日南町課設置条例（平成19年条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第2条 各課の事務分掌は、次のとおりとする。 農林課 (1)～(4)略 (5) <u>日南町産業振興センター</u> 及び関連事業に関すること。 (6)略	第2条 各課の事務分掌は、次のとおりとする。 農林課 (1)～(4) 略 (5) <u>地域振興公社</u> 及び関連事業に関すること。 (6)略

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第20号

日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年3月1日提出

日南町長 中村 英明

日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和46年条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額額の100分の120に相当する額に日南町職員の給与に関する条例(昭和46年日南町条例第10号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により算定した額による。この場合において、その例によることとされる日南町職員の給与に関する条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」 _____とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額額の100分の120に相当する額に日南町職員の給与に関する条例(昭和46年日南町条例第10号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により算定した額による。この場合において、その例によることとされる日南町職員の給与に関する条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第21号

日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年3月1日提出

日南町長 中村 英明

日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 議会の議員の受ける期末手当の額は、報酬月額100分の120に相当する額に一般の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、その例によることとされる日南町職員の給与に関する条例(昭和46年日南町条例第10号)第19条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 議会の議員の受ける期末手当の額は、報酬月額100分の120に相当する額に一般の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、その例によることとされる日南町職員の給与に関する条例(昭和46年日南町条例第10号)第19条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第22号

日南町手数料条例の一部改正について

次のとおり、日南町手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年3月1日提出

日南町長 中村 英明

日南町手数料条例の一部を改正する条例

日南町手数料条例（平成12年日南町条例第8号）の一部を次のとおり改正する。

改正後						改正前					
別表						別表					
	手数料を徴収する事務	手数料の名称	単位	金額	備考		手数料を徴収する事務	手数料の名称	単位	金額	備考
1 ～ 40	略	略	略	略	略	1 ～ 40	略	略	略	略	略
41	森林法(昭和26年法律第249号)に基づく林地台帳及び地図の写しの交付	林地台帳等の写し交付手数料	1枚につき	10円	両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として計算する。						
<u>42</u> ～ <u>43</u>	略	略	略	略	略	<u>41</u> ～ <u>42</u>	略	略	略	略	略

備考 改正部分は、下線の部分及び太枠で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第23号

日南町地域振興センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町地域振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年3月1日提出

日南町長 中村 英明

日南町地域振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日南町地域振興センターの設置及び管理に関する条例（平成18年条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第2条 地域振興センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 地域振興センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	設置場所	名称	設置場所
日野上地域振興センター	日南町矢戸1164番地1	日野上地域振興センター	日南町矢戸1164番地1
山上地域振興センター	〃 笠木304番地	山上地域振興センター	〃 笠木304番地
多里地域振興センター	〃 多里826番地	多里地域振興センター	〃 多里826番地
大宮地域振興センター	〃 印賀1516番地	大宮地域振興センター	〃 印賀1516番地
阿毘縁地域振興センター	〃 阿毘縁1238番地1	阿毘縁地域振興センター	〃 阿毘縁1238番地1
石見地域振興センター	〃 上石見723番地1	石見地域振興センター	〃 上石見723番地1
福栄地域振興センター	〃 <u>福塚992番地</u>	福栄地域振興センター	〃 <u>福塚974番地</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第24号

日南町文化財保護条例の一部改正について

次のとおり、日南町文化財保護条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年3月1日提出

日南町長 中村 英明

日南町文化財保護条例の一部を改正する条例

日南町文化財保護条例（昭和51年条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第182条第2項の規定に基づき、同法の規定による指定を受けた文化財及び鳥取県文化財保護条例(昭和34年鳥取県条例第50号。以下「県条例」という。)による指定を受けた文化財以外の文化財で町の区域内に存するもののうち、町にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって町民の文化向上に資するとともに、わが国文化の進歩に貢献することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例で「文化財」とは、法第2条第1項各号_____に掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。</p> <p>第2章 町指定保護文化財 (所有者の管理義務及び管理責任者) 第7条 (略) 2・3 (略) 4 管理責任者には、前条及び第1項の規定を準用する。</p> <p>第3章 町指定無形文化財 (解除) 第20条 (略) 2~4 (略) 5 町指定無形文化財について法第71条第1項_____の規定による重要無形文化財及び県条例第19条第1項の規定による鳥取県指定無形文化財の指定があったときは、当該町指定無形文化財の指定は、解</p>	<p>第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第98条第2項の規定に基づき、同法の規定による指定を受けた文化財及び鳥取県文化財保護条例(昭和34年鳥取県条例第50号。以下「県条例」という。)による指定を受けた文化財以外の文化財で町の区域内に存するもののうち、町にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって町民の文化向上に資するとともに、わが国文化の進歩に貢献することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例で「文化財」とは、法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。</p> <p>第2章 町指定保護文化財 (所有者の管理義務及び管理責任者) 第7条 (略) 2・3 (略) 4 管理責任者には、前条_____の規定を準用する。</p> <p>第3章 町指定無形文化財 (解除) 第20条 (略) 2~4 (略) 5 町指定無形文化財について法第56条の3第1項の規定による重要無形文化財及び県条例第19条第1項の規定による鳥取県指定無形文化財の指定があったときは、当該町指定無形文化財の指定は、解</p>

<p>除されたものとみなす。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第4章 町指定有形民俗文化財及び町指定無形民俗文化財</p> <p>(解除)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 町指定有形民俗文化財又は町指定無形民俗文化財について<u>法第78条第1項</u>の規定による民俗文化財及び県条例第25条第1項の規定による鳥取県指定民俗文化財の指定があったときは、当該町指定有形民俗文化財又は町指定無形民俗文化財の指定は解除されたものとみなす。</p> <p>5 (略)</p> <p>第5章 町指定史跡名勝天然記念物</p> <p>(解除)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 町指定史跡名勝天然記念物について、<u>法第109条第1項</u>の規定による史跡名勝又は天然記念物及び県条例第30条第1項の規定による鳥取県指定史跡名勝又は天然記念物の指定があったときは、当該町指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>第6章 町選定保存技術</p> <p>(解除)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 町選定保存技術について<u>法第147条第1項</u>の規定による選定保存技術及び県条例第39条第1項の規定による鳥取県選定保存技術の選定があったときは、当該町選定保存技術の選定は、解除されたものとみなす。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>除されたものとみなす。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第4章 町指定有形民俗文化財及び町指定無形民俗文化財</p> <p>(解除)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 町指定有形民俗文化財又は町指定無形民俗文化財について<u>法第56条の10第1項</u>の規定による民俗文化財及び県条例第25条第1項の規定による鳥取県指定民俗文化財の指定があったときは、当該町指定有形民俗文化財又は町指定無形民俗文化財の指定は解除されたものとみなす。</p> <p>5 (略)</p> <p>第5章 町指定史跡名勝天然記念物</p> <p>(解除)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 町指定史跡名勝天然記念物について、<u>法第69条第1項</u>の規定による史跡名勝又は天然記念物及び県条例第30条第1項の規定による鳥取県指定史跡名勝又は天然記念物の指定があったときは、当該町指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>第6章 町選定保存技術</p> <p>(解除)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 町選定保存技術について<u>法第83条の7第1項</u>の規定による選定保存技術及び県条例第39条第1項の規定による鳥取県選定保存技術の選定があったときは、当該町選定保存技術の選定は、解除されたものとみなす。</p> <p>5・6 (略)</p>
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

日南町一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例等の一部改正について

次のとおり、日南町一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年3月1日提出

日南町長 中村 英明

日南町一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例等の一部を改正する条例

第1条 日南町一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例（平成24年条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(一般廃棄物処理施設技術管理者の資格)</p> <p>第2条 法第21条第3項に規定する条例で定める一般廃棄物処理施設技術管理者の資格は、次に掲げる者のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる者のいずれかに該当する者 ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>学校教育法に基づく短期大学(専門職大学の前期課程を含む。)</u>又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した<u>(専門職大学の前期課程にあつては、修了した)</u>後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>オ <u>学校教育法に基づく短期大学(専門職大学の前期課程を含む。)</u>又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した<u>(専門職大学の前期課程にあつては、修了した)</u>後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>カ～ケ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(一般廃棄物処理施設技術管理者の資格)</p> <p>第2条 法第21条第3項に規定する条例で定める一般廃棄物処理施設技術管理者の資格は、次に掲げる者のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる者のいずれかに該当する者 ア～ウ (略)</p> <p>エ 学校教育法に基づく短期大学_____又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した_____後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>オ 学校教育法に基づく短期大学_____又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した_____後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>カ～ケ (略)</p> <p>(4) (略)</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 日南町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例（昭和45年条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第7章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準 (布設工事監督者の資格)</p> <p>第39条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、2年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第40条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(学校教育法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については3年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3)～(6) (略)</p>	<p>第7章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準 (布設工事監督者の資格)</p> <p>第39条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学_____若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後_____、2年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第40条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後_____、同項第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者_____については3年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3)～(6) (略)</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。